

# 官報 号外

平成十三年四月十一日

## ○第一百五十一回 参議院会議録第十八号

平成十三年四月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十八号

平成十三年四月十一日

午前十時開議

第一 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

農業者年金基金法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます

平成十三年四月十一日 参議院会議録第十八号

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。谷津農林水産大臣。

〔国務大臣谷津義男君登壇、拍手〕

○国務大臣(谷津義男君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専門的農業者の老後生活の安定とともに、適期の経営移譲を通じた農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してまいりました。

他方、農村における高齢化が著しく進展していることにかんがみ、経営移譲を通じて農業経営の若返りを促進するよりも、中高年齢者を含めた幅広い農業者を確保することが重要となっております。

また、現行制度においては、加入者数に対する受給者数の割合が高まり、今後、受給者を支える加入者の負担が著しく大きくなることを見通されております。

このような最近の農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度を農

業者の確保に資するものに改めるとともに、現行制度の受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じた上で、その費用を国庫で負担する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定の改正であります。農業者年金基金の目的を、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、その老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することに改めることとしております。

第二に、加入要件の変更であります。農業者を幅広く確保する観点から、農業経営者のみならず、農業に従事する者にも加入資格を認めることとするともに、農業者からの申し出に基づく任意加入制とすることとしております。

第三に、財政方式の変更であります。加入者数等に左右されにくい安定した年金とするため、年金給付に必要な費用をその時々の現役世代の保険料で賄う賦課方式から、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てておく積立方式に改めることとしております。

第四に、農業者老齢年金の支給要件の変更であります。農業者老齢年金については、保険料納付済み期間を有する者が、原則として六十五歳に達したときに支給することとしております。

第五に、特例付加年金の創設であります。効率のかつ安定的な農業経営を担うべき者として、長期間農業に従事する加入者について、通常

の保険料の下限額を下回る額の特例保険料の納付を認めることとします。一方、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、通常の保険料の下限額と特例保険料の差額を補助し、農業者年金基金は、この国庫から補助された額を積み立て、特例保険料を納付した者に特例付加年金として支給することとしております。

第六に、制度の変更に伴う経過措置であります。財政方式の変更に伴い、受給者等に係る年金給付について適正化措置を講じ、具体的には、受給者について平均九・八%の年金額の引き下げを行うとともに、加入者についていかなる世代においても掛け損防止が図られるよう措置することとします。その上で、現行制度に関する給付の財源を国庫で負担することとしております。

また、現行制度が継続したとすれば年金の受給資格を得たであろう現行制度の加入者に対し、その者の選択により、年金給付にかえて、納付済み保険料総額の八割に相当する額を特例脱退一時金として支給することとしております。

以上、農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。郡司彰君。

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君 私、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました農業者年金基金法

の一部を改正する法律案につき、関係大臣にお尋ねをいたします。

二年前に新基本法たる食料・農業・農村基本法が成立し、日本農政史上初めて食料自給率の向上を目標とすることができました。しかし、その際の国民的議論が十分であったかと言え、必ずしもそうはなっておりません。その原因は、相対的に農業の比重が軽くなったことではなく、これまでの農林水産省の政策が幾多の情勢や変化の中で変更や転換を余儀なくされ、その都度農業者の失望が続く中、一度たりとも率直に反省するという真摯な態度を示すことなく、逆に糊塗することにより、結果として農政の不信を助長させてきたことにあります。

さらに、昨今の手法として、政府、与党、各系統組織によるいわゆる三者協議による合意方式が常態化していますが、このことは国民の食料・農業・農村政策を仲間内だけで進めようとするものであり、生産者、消費者の双方から懐疑的な目を向けられる一因となり、国会審議を形骸化させ、国民的議論を妨げていると言えます。

今回の農業者年金基金法改正に当たっても、まずこうした点を率直に正すことが求められていると考えますが、農林水産大臣の御見解をお聞かせいただきたい。

さて、農業者年金制度は、農業者にもサラリーマンのような老後保障をという農業者の声が上がる中で、当時の佐藤総理が農民にも恩給をと公約したことに端を発して創設されたものであります。また、農業者すなわち加入者の老後の生活の安定と福祉の向上という公的年金の側面と、年金手法を通じて世代の交代を促進し、農業経営の近

代化、農地の細分化防止、規模拡大による農地保有の合理化を図るといふ農業構造政策的な側面をあわせ持つ制度として発足したものであります。

そこで、農業者年金に関する具体的なお尋ねをする前に、農業者年金制度が政策的にどのような役割を果たしてきたか、今後どのような効果を上げられるのかという点について、まずお尋ねをしたいと思います。

制度発足後の農業をめぐる情勢を見ますと、農業就業者の高齢化が進行し、現在では約六六％が六十歳以上となっています。また、規模拡大も思ったような進展を見ていないなど、十分な効果を上げていけるとは言いがたく、年金手法を用いた構造政策の推進には無理があったと判断せざるを得ません。この点について農林水産大臣の御認識を伺います。

また、改正後において、本制度は、食料・農業・農村基本法の理念に基づいて、担い手を確保するという政策目的のもとに再構築することとしておりますが、新たな制度が担い手の確保にどのような効果をもたらすか、あわせて農林水産大臣の御認識を伺います。

次に、現行の農業者年金制度の財政が実質的に破綻するに至った要因とその責任の所在についてであります。

農業者年金の財政状況は、加入者の減少と受給者の増加が続き、現在、一人で二・七人を支えなければならぬ状況にあります。こうした状況のもと、昭和六十一年度からは単年度収支が赤字となり、まさに平成元年以降は破綻は不可避と判断できたにもかかわらず、放置してきた責任は問題の解決を先送りしてきた政府・与党にあると言え

ますが、農林水産大臣の見解をお聞かせいただきたい。

ところで、本制度は、旧農業基本法の柱の一つである構造政策を推進するため、農地の移譲を通じて規模拡大を図ることをねらいとしておりますが、これは、この構造政策が効果を上げれば上げるほど、受給者に比して加入者が大きく減少することになります。しかも、このような制度に、昭和五十六年以後、世代間負担を念頭に置いた賦課方式の要素の強い財政方式をとったことによつて、財政基盤が一層不安定となったことは当然の帰結と言えないでしょうか。

そもそも、農業者すなわち現役世代を減らし、離農者すなわち年金受給者がふえていくことを前提にした構造政策を推進する手段に社会保険方式による政策年金を導入すること自体に無理があり、年金財政がこのような状態に陥ることは十分に予測し得たことでもあります。

また、今回の改正後においても、政策年金を保障方式として継続することには変わりはありません。過去の失敗に対する反省は全くなく、その失敗を繰り返すものであり、これにより財政基盤が安定するとは考えにくく、清算の時期を先送りすることにほかならないのではないのでしょうか。これは今後加入する人はたまったものではありませんが、

しかも、政策年金として継続するとしながらも、今後は任意加入のみとするには甚だ疑問を感じます。すなわち、政策年金、公的年金であれば強制加入を原則として政府が責任を持つのが当然であり、任意加入とするのであれば、もはや政策年金として継続する必要はないのではないかと

と思われませんが、この点について政府はどう考えるのか。

また、強制加入によつても見直しを大幅に誤り、財政基盤の破綻を招いた制度が、任意加入のもとでどのような保険設計が成り立つのかどうか疑問であります。そこで、保険母集団すなわち加入者の見直しなど保険数理上の具体的な数字を挙げてお示しいただきたい。

次に、保険方式について伺います。政府は、昭和五十六年改正以降、賦課方式としたことが財政破綻の一因であるとしております。また、今回の改正で、財政方式を賦課方式から積立方式に移行することによつて、今後、掛け損は生じないと説明をしております。しかし、全く理解できません。昭和五十六年改正以降の財政方式への移行であります。すなわち、保険数理上の必要な掛金に修正を加え、加入者の掛金負担を抑えることとしたのであります。したがって、無拠出部分、すなわち掛金の徴収不足が生ずることになり、結果的に賦課部分がふえたことは事実であります。

しかし、他の公的年金と同様に、社会政策として、加入者すなわち現役世代の掛金負担を抑え、このツケを後代に求めたことが筋違いであったのであります。まして、農業者年金制度発足時に社会保障制度審議会から指摘がなされたように、元来、財政基盤が不安定な農業者年金にその手法を導入したのは明らかに政策判断の誤りであり、政府の責任は重いと云わざるを得ません。他の年金制度にも言えることでありますが、この無拠出部分は社会政策として国の負担で手当て

をし、財政再計算期ごとに財政基盤の健全化を図っておくべきであったのであります。

さらに、今回の改正によって新たに積立方式を採用するとしておりますが、この積立方式も従来の確定給付型のものではなく確定拠出型であり、運用の結果いかんによって給付額、すなわち年金額が大幅に変わるもので、政府の責任は極めてあいまいであり、年金制度そのものへの不信感を増大させるものであります。

さらに、農業者年金制度においても、これまで七回の財政再計算が行われておりますが、例えば、前回の平成七年の財政再計算を見ても、その見通しと実績が大きく乖離しております。また、平成十一年度の加入見込み一万四千人に対し実績は千六百九人であり、こうしたことが生ずるのは、財政再計算を行う際に無理な基礎率の設定等を行った結果と思わざるを得ません。

このように、政府は、制度発足以降、根本的な問題の解決を先送りしてきたのではないのでしょうか。こうした点について、政府はどのような見解を持たれるのか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

次に、今回の改正案において最大の問題である既裁定年金受給者の年金額の引き下げについてであります。

今回の改正においては、現行制度を実質的に清算した上で財政方式を積立方式に改めて新制度を仕組むこととしておりますが、これに伴い、年金受給者について年金額を平均で九・八%引き下げることとしております。このように、現在受け取っている年金の額を引き下げるといふことは事実上初めてのケースであります。

農業者年金制度は、既に述べたように、農業者の公的な老後保障が国民年金によるだけでは低水準にあるという事情に対処し、農業者の老後生活の安定と農業経営の近代化、農地保有の合理化に寄与することを目的として、国が保険数理に基づいて設計を行い、また制度の改正を行ってきたはずであります。したがって、年金受給者の給付額を切り下げることが果たして許されるのでありましようか。また、財政的に厳しくなったことを理由に、ないそでは振れない、制度を継続するのであれば給付額をカットするしかないというのであれば、無責任のそしりは免れません。しかも、カットの対象とされるのは農業者年金制度の中核をなす経営移譲年金であり、農業者の引退後の生活の支えとなるものであります。

今回の措置は、国が農業者との約束を履行せず、まさに憲法二十九条に保障する財産権を侵害するものではないでしょうか。

この点について政府は、昭和五十三年七月十二日の最高裁大法廷判決が、自作農創設などの目的に供されない強制買収農地を旧所有者に売り払う場合の価額を時価の七割とすることは合憲であるとした判例を根拠に、公共の福祉の実現、維持のために必要に応じて法律により財産権に制約を加えることも憲法上許容されるとの立場から、改正案の正当性を主張しております。

しかし、そもそも、国有農地売り払いの対価の価額に関する問題と農業者年金の既裁定の年金額に関する問題を同列あるいは類推して論じ、年金額を引き下げることの根拠とすることが法的に妥当と言えるのでしょうか、農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

また、今回の受給額の削減は、財政方式の積立方式への移行とあわせて、世代間扶養が限界に来ているとの見方もある中、我が国の公的年金制度全体に及んでくる問題との見方もなされておりますが、厚生年金、国民年金など他の公的年金についても今回の農業者年金制度への措置と同様に既裁定年金額を減額するということはあり得ないのか、厚生労働大臣の明快な答弁を求めます。

農業者年金制度は、その創設時と異なり、国民年金基金等が創設をされている現状においては、あえて農水省が政策年金としてこれを仕組む必要はなく、公的年金全体のあり方を検討する中で農業者の老後保障を考えるべきであると思ひます。日本が先例としてきた仏、独の農業者年金制度は、フランスでは早期退職年金について役目を果たしたということで一九九七年に、ドイツでは生産中止年金部分について、もともと時限立法であり、一九九六年の申請をもって廃止をされました。

時あたかも、今月末には初めて輸入農産品三品目に対するセーフガードの暫定発動が準備されています。現下の日本農業のもとでは、今回の事態は一過性のものではなく、国を挙げての持続型農業の振興策を初めとする思い切った施策を講ずることが求められていると考えますが、農林水産大臣の見解を伺います。

WTO体制下における食料輸入国の権利を国際社会において認識させる取り組みを早急に行い、それぞれの国における食料主権に基づく力強い政策の実現こそ世界の飢餓を救う道であり、ローマ宣言が訴える各国の責務であると考えます。これらの点に対する農林水産大臣及び厚生労働大臣の認識を伺い、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣谷津義男君登壇、拍手〕  
○国務大臣(谷津義男君) 郡司議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の農業者年金制度の改正に当たり、国民的議論が行われたかどうかという御質問についてでございます。

今回の農業者年金制度の改正に当たっては、国民各層を代表とする委員で構成する農業者年金制度研究会における議論を初め、農業委員会系統、JA系統における意見集約や、これを踏まえた農業団体代表者との意見交換、さらには国民各層に開かれたパブリックコメントの実施などを通して、国民各層の意見を幅広く反映したところであります。

なお、議院内閣制のもとで政府が国会に提案する法律案については、関係者を初めとする国民の意見を十分に伺い、与党とも調整した上で、国会において国民的議論を行っていただくことが通常であると考えております。

続いて、農業者年金制度が果たしてきた役割と新たな農業者年金制度の効果についてのお尋ねであります。本制度は、今日までに、九十八万人に対して三兆八千億円もの年金を支給し、農業者の老後生活の安定を図るとともに、三十歳代前半の後継者を中心に八十七万件の経営移譲が行われるなど、農業経営の若返りに寄与したほか、百五十七万ヘクタールの農地が細分化されずに後継者に継承され、また十五万ヘクタールの農地が第三者に移譲されるなど、農地の細分化の防止や規模拡大にも寄与してきたところであります。

新しい農業者年金制度は、老後所得の充実を図り、農業の担い手の確保を図ることを目的としております。中でも、政策支援は、長期にわたって食料の安定供給に貢献すると見込まれる者であつて、きちんとした経営管理を行つて経営改善に努力する意欲ある担い手に對して行うものであります。

この政策支援について、農業者にとつての意義を考えた場合、農業者の人生設計の上で、老後において他の公的年金と遜色のない水準の年金所得が展望できれば、現役時に思い切つた経営改善努力が可能となると考えられ、他方、自営業者たる農業者には被用者年金のような事業主負担はなく、特に若い農業者には保険料負担は相当重くしかかると考えられます。このような点を考慮すれば、長期にわたり保険料負担の軽減を図ることは、意欲ある担い手にとつて、経営改善に取り組みながら長期間経営を継続する上で相当の効果があつると考えられます。

次に、農業者年金制度の抜本的見直しを先送りしてきたのではないかと御質問についてであります。農業者年金制度については、五年ごとの財政再計算時の制度改正において、例えば、昭和六十年改正では経営移譲年金の支給額を抑制するために加算つきと基本額との二本立てとし、平成二年改正では年金財政の長期的安定を図るため給付体系の大幅な変更と追加的な定額国庫助成を措置し、さらに平成七年改正では農地の権利名義を有さない配偶者にも加入資格を拡大するなど、できる限りの改善努力を行い、その都度、国会で御審議いただいできたところでございます。

化や年金加入者数等の見通しが十分でなかつた面もあり、加えて平成七年改正以降、新規加入者の激減、保険料収納率の低下等が続いたことから、年金財政が破綻するに至つたものであります。

このため、国民の皆様や加入者、受給者の方々に負担をおかけし、その御協力を得る形で抜本的改革を進めることとなりましたが、このような事態に至つたことについては、率直に申し上げて申しわけなく思つておるところでございます。

次に、新制度への加入を任意加入としたことについてのお尋ねでございますが、現行の農業者年金制度においては、農業経営の近代化と農地保有の合理化を政策目的としていたことから、一定面積以上の農地所有者について当然加入制を採用しておりました。

一方、新制度においては、他産業並みの生涯所得を上げる効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある担い手を支援することが重要となつていくことにかんがみ、その政策目的を我が国農業の担い手の確保へと改めるとともに、保険料負担の軽減措置を講ずることとしたものであります。

このように、新制度は、現行制度のような農業構造の変革を目的としたものではないことから、加入に当たっては、それぞれの人生設計に応じた担い手の自由な選択にゆだねることが適切であると考え、任意加入としたものでございます。

また、新制度が安定した年金制度となるかとお尋ねでございますが、現行制度は、世代間扶養の方式であり、加入者数などに大きく影響を受ける制度であります。新制度は、加入者が納付した保険料とその運用分が年金化される方式であり、加入者数の影響を受けにくい長期的に安定し

た年金財政の仕組みとするものであります。

こうした新制度におきましても、一定以上の加入者数を確保し、効率的な運用を確保することは重要な課題であり、この加入者数につきましては、現行制度加入者のうち約二十五万人が新制度に移行し、現行制度未加入者のうち政策支援の対象となり得る認定農業者やその配偶者、認定農業者を目指す農業者の一部など約四万人が新規に加入する結果、全体で約三十万人が加入するものと見込んでおるところであります。今後、新制度の仕組みなどを十分に説明し、制度の普及に努めてまいりたいと考えております。

続いて、農業者年金の制度発足以降、政府は問題解決を先送りしてきたのではないかとのお尋ねでありましたが、農林水産省は、これまでも五年ごとの財政再計算等を契機に、その置かれた農政上、年金財政上の課題のもとで加入促進、給付体系の見直し、保険料の引き上げ等、できる限りの運営改善を図るための制度改正を行つてきたところでありました。しかしながら、新規加入者の激減、保険料収納率の低下等が続き、このままでは年金財政の破綻を免れないと認識するに至つたところでありました。

このため、新しい農業者年金制度においては、これまでの反省に立つて、長期的に安定した制度となるよう財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、幅広い農業者の確保に資するよう加入資格を緩和し、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者であればだれでも加入できることとし、こうした改善措置を講ずることにより、二度と同じ轍を踏まぬよう努める考えでございます。

次に、既裁定の年金減額論拠として昭和五十二年最高裁大法廷判決を引用することについてのお尋ねであります。昭和五十三年七月十二日の最高裁判決は、国が買収により取得した農地を自作農の創設等の目的に供しなくなり、もとの所有者に売り戻す場合の対価について、農地法上は買収の対価相当額となつていて、事後の特例措置法において時価の七割に改めたことが、憲法第二十九条に保障する財産権の侵害に当たるといふ争われた事案に関するものであります。

今回の農業者年金の既裁定年金額の引き下げ措置にかかわる財産権は、この最高裁判決で争われた事案における財産権と具体的な内容等は異なるものの、この判決は、財産権を事後に変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるかどうかという論点の原則的な判断基準を示したものであることから、この基準自体は今回の措置についても適用できるものと考えております。

次に、持続型農業の振興策を初めとする思い切つた施策を講ずるべきとお尋ねであります。輸入農産物の急増等に対し国内産地の体質強化を図るためには、食料・農業・農村基本法に掲げる食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という四つの基本理念の実現を図ることが基本と考えられます。

このため、品目ごとの生産及び流通をめぐる状況を踏まえ、昨年三月に策定された食料・農業・農村基本計画に従い、生産・流通段階における低コスト化、高品質化、需要の拡大等の施策を推進しているところであり、今後とも、これらの施策

の展開によって農業の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。  
最後に、食料の安定供給の確保に関するお尋ねがございました。

食料自給率が主要先進国中最も低い我が国にとって、国内農業生産を基本とした食料安定供給の確保を図ることは国の基本的な責務であると認識をしております。このような食料の安定供給の考え方については、食料・農業・農村基本法においても明確に規定されているところでございます。

今回の農業交渉においても、このような基本法の基本理念及びそれらに基づく施策が国際規律の中で正当に位置づけられるよう、我が国の考え方を積極的に主張していきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 厚生年金、国民年金等に関するお尋ねがございました。

厚生年金、国民年金等につきましては、社会保険方式のもとで世代間の扶養で進んでおりますことは今さら申し上げるまでもございません。成熟度におきましても、農業者年金のように三〇〇%近いというような状況にないことも事実でございます。

一方、農業者年金につきましては、農業上のいわゆる政策目的を有しておりますし、給付に必要な財源を専ら国庫助成で賄っております。その成熟度も、今申しましたように現在の厚生年金や国民年金とは異なっております。こうした大きな違いがございます。このような状況の違いを十分念頭に置くことが必要であるというふうと考えて

おります。

厚生年金、国民年金の将来につきましては、十分にこれは推測のことでございますので、どんなことがございましても守り抜くという決意でもってこの任に当たりたいと考えているところでございます。

もう一問、食品行政についてのお尋ねがございました。

国民が生涯を通じて健康で安心して暮らせるためには、国民生活の基本であります食品の安全を確保するということが非常に大切でございます。厚生労働省といたしましては、近年の輸入食品が非常に増加をいたしておりますし、食生活の多様化も進んでいるところでございます。したがって、食品保健行政をさらに着実に進めまして、食品の安全確保に対する国民の期待にしっかりとこたえてまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 須藤美也子君。

(須藤美也子君登壇、拍手)

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題になりました農業者年金基金法の一部を改正する法律案について、農林水産大臣に質問をいたします。

今、日本農業の状況は一段と深刻の度合いを強めております。何をつくっても採算がとれない、農業をやめたいが、長年続いた先祖代々の山や田畑を捨てることのできない、こういう農家の悲痛な声が出されております。この五年間で、全国平均農業所得は約三割激減しております。農産物の

輸入増大は日本農業を押しつぶそうとしています。耕作放棄地の増加や、集落が自然消滅しているところも生まれております。二十一世紀を迎え、国民の生存と生活基盤が脅かされているのです。

私は、この間、農業問題に携わってまいりました。つくづく感ずることは、WTO路線のもとで農産物自由化推進、市場原理優先の自民党農政を続けては、自給率を高め、食料を安定的に国民に供給し、農業、農村の多面的機能を守ることができないということです。

まず、法案に先立ちまして、大臣は、今までの農政の延長でこれからの食料・農業問題を打開していけると考えているのか、お尋ねをいたします。

また、昨日、政府は、ネギ、生シイタケ、豊作の三品の暫定セーフガードを決めました。セーフガード発動は我が党もこの六年間一貫して求めてまいりました。四割を超す自治体と多くの農業団体が要求してきたものです。早速農民の皆さんから、何とか光が見えてきたと声が上がっています。洪水のように輸入で苦しめられてきた産地が守られることは、二十一世紀の日本農業の展望を切り開く上で大変喜ばしい限りです。今後とも、セーフガードの本格的発動とともに、調査を要請しているワカメ、ウナギ、調査から外したトマト、タマネギ、ピーマンなど、他の産品についてもどう発動に向け検討していくのか、大臣の決意を伺います。

さて、農業者年金は、そもそも農業者に年金を支給して経営の若返りや規模拡大を促進するという政策年金であり、国民年金の上乗せ年金として

発足しました。同時に、農民にもサラリーマン並みの老後保障をという農家の運動を反映したものであり、まだまだ不十分ですが、農業者の老後の生活に寄与してきたことは事実であります。

ところが、本法案は、現に年金を受けている者から平均で九・八%もの経営移譲年金額を削減しようとしています。

大臣、公的年金制度では、さまざまな改悪があっても、既に受給している人の年金額は削減しないという原則があったのではありませんか。私が昨年の予算委員会でも、受給者の年金額を削減するという例はあるのかと聞いたところ、当時の厚生大臣は、今までにないことだと認めました。これが今回初めて破棄されるのであります。その重大性について大臣はどう認識されていますか、まずお聞きいたします。

今、七十万人に上る受給者は、戦中戦後の幾十年にわたって食料の増産、農地の開発に励み、厳しい労働と生活水準の中で国民の食料と国土を守ってきた人々です。

大臣は、衆議院の論議で、削減によって老後の生活が直ちに脅かされるものではないと言われました。しかし、農家の高齢者はどんな状態に置かれているのでしょうか。長い年月をかけて築き上げ、息子に託した農家経営は、米価や野菜の大暴落によって赤字続きで、農業の先行きに心を痛めています。さらに、医療費や介護保険の負担増など、相次ぐ社会保障の改悪にさらされています。その上、年金額の削減が加わるならば、生活への打撃は一層増幅されることは間違いありません。大臣はそれでも支障のない引き下げと言おうのでしょうか、お尋ねいたします。

一部の疑問として、なぜ農業者年金だけ税金の投入をふやすのかという声もあります。しかし、大事なことは、国の制度に従って義務加入してきた農家に対し、既に決定済みの年金額を支給するという、年金受給者の方々と法律に基づいた契約を国が守るのかどうかという問題です。これは公的年金制度の信頼につながるもので、他の年金加入者にとっても影響を与えかねない問題だと言えます。

そこでお尋ねいたしますが、今回の削減は受給者の方々から了解を得た上でのことなのでしょう。本来、この問題は関係団体との協議にとどまらず、そういう性格の問題であると思えます。どう了解を得たのか、この点、お聞きをいたします。

次に、年金財政の基盤が崩壊してきた原因であります。一九九五年の財政再計算では、十年後には単年度収支は均衡し、安定に向かうという見通しを示してきました。しかし、新規加入者は九九年で見通しのわずか八分の一にすぎない千六百九人と、ごくわずかにとどまりました。保険料納入率も七〇%台へ低下するとともに、後継者不足から経営移譲のケースが減少し、国庫助成額も減少しました。その結果、財政的に大きな影響を与えました。

大臣は見通しの間違いを認めているようですが、後継者不足や保険料も払えない経営難は、まさしくWTO体制後の農産物の自由化路線、市場原理の徹底による農業経営衰退の結果であります。苦しい中、高い保険料を払い続け、農家女性の加入も熱心に働きかけた農業者に何ら責任はあ

りません。財政危機をつくったのは国の農政の責任ではありませんか。大臣はこのことをお認めでしょうか、御答弁を求めるものであります。

法案は、年金の政策目的を農業者の確保に転換し、加入者の保険料負担に国庫補助を導入しようとしています。

しかし、問題なのは、その支援対象を認定農業者と青色申告者に限定していることであります。認定農業者は、全販売農家二百三十四万戸のごく一部、十六万人にすぎません。また、税金の申告方法は、青色であれ白色であれ、農家の自由でさまざまであり得ます。申告の方法で支援対象を区別すべきではありません。

本来、農業を続けたい人はみんな大事な農業の担い手であり得ます。その人たちに区別なく老後の生活を安定させるべきなのに、なぜ認定農業者と青色申告者だけに保険料助成を限るのですか。政府の農業者確保という政策は一段と選別的なやり方になり、支援の対象から外れる多くの農家の生産意欲を奪っていく方法ではありませんか、大臣の見解を伺うものです。

先般の農水委員会審議で、私は、農水省が今検討している農家の経営安定対策について、一部の経営を対象にするのではなく、すべての農家を対象に手厚い対策を進めることを求めました。これに対して大臣は、その財源の検討に際しては公共事業も含めて農水予算全体を見直すかと答弁されました。ほとんど使われない広域農道や環境破壊や農家負担を増大させる大規模な土地改良事業を見直し、今最も必要な、直接、農家経営を立て直すところに予算を重点的に回すべきであります。

大臣、この農業者年金問題についても、農水の

公共事業予算を見直し、追加財源を生み出し、財政的にも国の責任で解決すべきではありませんか、この点についての大臣のお考えをお聞きいたします。

最後に、農家に何の責任もない年金財政危機のしわ寄せを、支給額カットという暴挙をもって受給者に押しつけるのは断じて認められないことを重ねて申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣谷津義男君登壇、拍手)

○国務大臣(谷津義男君) 須藤議員の御質問にお答えをいたします。

食料・農業問題についてのお尋ねであります。我が国農業の持続的発展を図り、国民に対する食料の安定供給の確保と農業、農村の多面的機能の十分な発揮を図っていくことは極めて重要な課題であると考えております。

このため、食料・農業・農村基本法及び基本計画に基づき、食料自給率の向上を図ることを旨として、望ましい農業構造の確立、市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策の実施等、各般の施策を総合的かつ積極的に推進していく考えでございます。

次に、農林水産物のセーフガードに関するお尋ねがございました。

輸入の増加により国内の農林水産業に影響を及ぼすおそれがあると認められる品目について、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集していく体制を整備しております。現在、政府調査二品目に加え、トマト、ピーマン、タマネギ、ニンニク、ナス、加糖調製品、木材、合板、干しシイタケ、ウナギ、ワカメ、カツオの合計十五品目を対象としております。この体制のもとで、政府調

査を開始するに足る十分な証拠があると認められる品目については、政府調査を行うよう関係各省に要請していくこととしております。

次に、農業者年金基金法改正に関する御質問にお答えいたします。

まず、受給権者の年金額をカットすることの重大性についてのお尋ねがございました。

農林水産省は、農業者年金制度を設計、運営する立場にあるため、不断に農業者年金をめぐる財政状況等について整理、点検をし、必要な制度改善を行いながら、健全な制度運営を図っていく責務があると考えております。

このため、これまでも、五年ごとの財政再計算等を契機に、その置かれた農政上、年金財政上の課題のもとで、加入促進、給付体系の見直し、保険料引き上げ等のできる限りの運営改善を図るための制度改正を行ってきており、その過程では国会での御審議をお願いしてきたところでもございます。

しかしながら、新規加入者の激減、保険料収納率の低下等が続き、平成十二年の財政再計算の結果を見ると、過去に行ってきたような現行制度の継続を前提とした制度改善では、年金財政の破綻を免れることはあり得ないと認識するに至ったものであります。

このような経緯の中で、農林水産省がその置かれた状況のもとでできる限りの制度改善努力をしてきたとしても、結果的に見れば、農業構造の変化や年金加入者数等の見通しが十分でなかった面があったと認識せざるを得ないと考えています。今般、国民の皆様や加入者、受給者の方々に負担をおかけし、その御協力を得る形で抜本的改革

を進めざるを得ない事態に至ったことにつきま  
しては、私といたしましても、率直に申し上げて申  
しわけなく思っているところでありませう。

次に、支給額の削減が老後生活に与える影響に  
ついてのお尋ねがございました。

平成十二年の家計調査によると、いわゆる高齢  
夫婦世帯の一月月の消費支出は、全国平均で約二  
十四万三千円となっております。他方、今回の既  
裁定年金額の引き下げ措置については、制度発足  
時六十歳まで加入した方で、平成二年の法律改正  
以前に受給を開始した現在七十九歳の人の場合で  
月額千七百五十九円の減額、平成二年の法律改正  
以後に受給を開始した現在六十九歳の方で月額三  
千六百八円の減額となります。

このように、今回の措置による削減額は二ない  
し四千万円であり、高齢夫婦世帯の消費支出約二十  
四万三千円の百分程度であることから、これによ  
り老後生活の安定が直ちに脅かされるものではな  
いと考えております。

次に、年金額削減について受給者の了解を得た  
かとお尋ねですが、今回の農業者年金制度  
の改正に当たっては、農業者年金制度研究会に  
おいて、受給者や加入者も参加した十二回にわた  
る議論を重ねた上で、中間取りまとめを行い、こ  
れをもとに各方面との調整を行ったところであり  
ます。また、農業団体においても、受給者、加入  
者の生の声をくみ上げた意見集約が行われ、これ  
を踏まえ、関係者と農林水産省との間で率直な意  
見交換会を計四回行ったところであります。

こうした農村現場からの意見の積み上げ等を踏  
まえ、今回、改正法案を提出したところであり、

特に、農業者年金制度を再構築して継続すること  
や、受給者の給付額の削減を最小限にとどめるこ  
と等の農村現場の切実な声を反映してきたところ  
であります。

次に、農業者年金の財政危機に関する国の農政  
の責任についてのお尋ねでございますが、さきにも  
述べましたように、農林水産省は、農業者年金制  
度を設計、運営する立場にあり、その健全な制度  
運営を図っていく責務があると考えております。

前回の改正においては、平成七年の財政再計算  
に基づく見通しに基づき、保険料の段階的引き上  
げや、追加的な国庫補助による経営移譲年金の全  
額国庫補助、さらには、農業者年金加入者等の配  
偶者への加入の道を拡大すること等で、できる限り  
の運営改善を図るための制度改正を行ったところ  
であります。

しかしながら、兼業化の進展や近年の農業の担  
い手の減少等を背景として、新規加入者数が大幅  
に減少したことや、成熟度の高まりに伴う保険料  
の引き上げが続く一方、農業所得が低迷している  
中で、農業者の保険料の負担感が増大し、保険料  
収納率が低下したこと、また、景気の低迷に加え  
え、年金資産の減少により運用成績が悪化したこ  
と等により、平成七年の財政再計算における見通  
しと実績が大幅に乖離するに至ったものでありま  
す。

次に、新制度における政策支援の対象者につい  
ての御質問がございました。

新制度における政策支援は、担い手の中でも、  
特に長期にわたって我が国農業を支え、国民に対  
して食料を安定供給していくと見込まれる者で

あって、目標を掲げて経営改善努力を行うことも  
に、きちんとした経営管理を行っている意欲ある  
担い手を対象とすることが適切と考えておりま  
す。

このため、意欲を持って経営改善に取り組み担  
い手であることが客観的に確認できる認定農業者  
であり、簿記帳簿等を行い自己の経営状態を客観  
的に把握して常に経営管理の点検、分析を行い得  
る青色申告者を対象とすることとしたものであり  
ます。

また、意欲ある担い手を確保、育成する観点か  
ら、青色申告を行う認定農業者とともに農業経営  
に参画している家族や、将来、青色申告を行う認  
定農業者になることを目指して努力している者に  
ついては、一定の要件のもとで支援対象とするこ  
ととしており、その他の農業者の意欲をそぐの  
ではないかとの御指摘は当たらないと考えておりま  
す。

最後に、財政的に国の責任で解決すべきではな  
いかとの御質問がございましたが、農業者年金制度  
につきましても、加入者一人が受給者三人を支え  
るといふ財政状況のもとで、現行制度をこのまま  
継続した場合には、遅くとも平成十四年度には年  
金財政が払底すると見込まれる状況にあります。  
これに対処して、現役世代の負担能力を超える大  
幅な保険料引き上げをしたとしても、結局、未納  
者の増大等により制度の破綻は避けられないこと  
から、今回、既裁定年金額の引き下げ等の自主的  
な努力を前提に、国民負担により今後の年金支払  
いを行うこと等を内容とする抜本改革を行うこと  
としたものでございます。

このように今回の現行制度の処理について、国  
民の御理解を得るためには、既裁定者について、  
今回の制度改革に伴う約三兆六千億円にも上る国  
民負担のさらなる増大を回避するため、全額国庫  
助成で賄われている経営移譲年金に限定して、農  
業者の老後生活の安定を脅かさないわずかな額に  
ついて、年金額の引き下げという負担を求めるこ  
ともやむを得ないものと考えておるところでござ  
います。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしま  
した。

○議長(井上裕君) 日程第一 宮内庁法の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と  
いたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長江  
本孟紀君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江本孟紀君登壇、拍手〕

○江本孟紀君 ただいま議題となりました法律案  
につきまして、内閣委員会における審査の経過と  
結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、第一は、香淳皇后崩御に伴  
い、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職  
を存置しておく必要がなくなったため、同職を廃  
止すること、第二は、皇太后宮職の廃止により、  
同職に置かれる皇太后宮大夫を廃止する等の改正  
を行うものであるところであります。



出席者は左のとおり。

議員

高橋 令則君	高橋紀世子君	高橋 保君	沢 たまき君	戸田 邦司君	岩本 莊太君	海野 義孝君	加藤 修一君	世耕 弘成君	平野 貞夫君	水野 誠一君	魚住裕一郎君	益田 洋介君	鈴木 正孝君	松岡満壽男君	高野 博師君	松 あきら君	大森 礼子君	渡辺 孝男君	溝手 顕正君	阿部 正俊君	渡辺 秀央君	福本 潤一君	山下 栄一君	弘友 和夫君	鶴保 庸介君	太田 豊秋君	田名部匡省君	椎名 素夫君	日笠 勝之君	風間 昶君	木庭健太郎君	荒木 清寛君	入澤 肇君	若林 正俊君	浜四津敏子君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	森本 晃司君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	泉 信也君	月原 茂皓君	星野 朋市君	扇 千景君	中島 啓雄君	山下 英利君	国井 正幸君	田浦 直君	森田 次夫君	日出 英輔君	仲道 俊哉君	佐藤 昭郎君	常田 享祥君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

田村 公平君	畑 恵君	依田 智治君	齊藤 滋宣君	森山 裕君	金田 勝年君	龜谷 博昭君	鈴木 政二君	岩城 光英君	森下 博之君	加納 時男君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	服部三男雄君	佐藤 泰三君	加藤 紀文君	狩野 安君	山下 善彦君	野間 越君	清水 達雄君	上野 公成君	田中 直紀君	查掛 哲男君	松田 岩夫君	松谷蒼一郎君	須藤良太郎君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君	片山虎之助君	中曾根弘文君	久世 公堯君	石井 道子君	上杉 光弘君	野沢 太三君	陣内 孝雄君	青木 幹雄君	大野つや子君	水島 裕君	景山俊太郎君	山崎 力君	亀井 郁夫君	有馬 朗人君	市川 一朗君	末広まきこ君	岸 宏一君	山内 俊夫君	山本 一太君	松村 龍二君	橋本 聖子君	木村 仁君	久野 恒一君	林 芳正君	武見 敬三君	谷川 秀善君	中島 真人君	海老原義彦君	保坂 三蔵君	大島 慶久君	成瀬 守重君	鎌田 要人君	宮崎 秀樹君	鴻池 祥肇君
--------	------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

矢野 哲朗君	河本 英典君	柳川 覺治君	石渡 清元君	尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	清水嘉子子君	竹山 裕君	倉田 寛之君	真鍋 賢二君	岡野 裕君	西田 吉宏君	坂野 重信君	岩崎 純三君	齋藤 十朗君	谷林 正昭君	木俣 佳文君	浅尾慶一郎君	内藤 正光君	福山 哲郎君	櫻井 充君	郡司 彰君	佐藤 雄平君	小宮山洋子君	海野 徹君	小川 敏夫君	高嶋 良充君	本田 良一君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	柳田 稔君	籙瀬 進君	藤井 俊男君	岡崎トミ子君	佐藤 泰介君	峰崎 直樹君	江本 孟紀君	川橋 幸子君	長谷川 清君	長科 満治君	奥石 東君	円 より子君	寺崎 昭久君	足立 良平君	勝木 健司君	千葉 景子君	直嶋 正行君	北澤 俊美君	久保 巨君	江田 五月君	山下八洲夫君	黒岩 秩子君	西川きよし君	大門美紀史君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君	中村 敦夫君	島袋 宗康君	小泉 親司君	石井 一二君	大沢 辰美君	井上 美代君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

大脇 雅子君	三重野栄子君	佐藤 道夫君	西山登紀子君	須藤美也子君	阿部 幸代君	畑野 君枝君	清水 澄子君	堀 利和君	今井 澄君	岩佐 恵美君	林 紀子君	富樫 練三君	小池 晃君	日下部禮代子君	谷本 巍君	吉川 春子君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	池田 幹幸君	淵上 貞雄君	大淵 絹子君	松前 達郎君	本岡 昭次君	吉岡 吉典君	市田 忠義君	筆坂 秀世君	山下 芳生君	橋本 敦君	田 英夫君	梶原 敬義君	山本 正和君	財務大臣	宮澤 喜一君	厚生労働大臣	坂口 力君	農林水産大臣	谷津 義男君	経済産業大臣	平沼 越夫君	副大臣	福田 康夫君	農林水産副大臣	田中 直紀君	議員派遣中の議員	阿南 一成君	佐々木知子君	中川 義雄君	但馬 久美君	八田ひろ子君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	---------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	---------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------

平成十三年四月十一日 参議院会議録第十八号

議長の報告事項  
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	辞任 加納 時男君	補欠 中原 爽君
総務委員	辞任 大島 慶久君	補欠 世耕 弘成君
財政金融委員	辞任 田村 公平君	補欠 末広まきこ君
文教科学委員	辞任 浜四津敏子君	補欠 山下 栄一君
厚生労働委員	辞任 亀井 郁夫君 世耕 弘成君 本田 良一君 山下 栄一君	補欠 田浦 直君 大島 慶久君 松崎 俊久君 浜四津敏子君
経済産業委員	辞任 中原 爽君 松崎 俊久君	補欠 加納 時男君 本田 良一君
国土交通委員	辞任 久野 恒一君 鴻池 祥肇君	補欠 岩井 國臣君 田村 公平君
環境委員	辞任 佐藤 昭郎君 末広まきこ君	補欠 片山虎之助君 鴻池 祥肇君

国家基本政策委員

辞任	田浦 直君	補欠	亀井 郁夫君
予算委員	辞任	補欠	
片山虎之助君	佐藤 昭郎君		
小川 敏夫君	小宮山洋子君		
益田 洋介君	荒木 清寛君		
決算委員	辞任	補欠	
岩井 國臣君	久野 恒一君		
行政監視委員	辞任	補欠	
小宮山洋子君	小川 敏夫君		
荒木 清寛君	益田 洋介君		

同日議長において、次のとおり調査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
共生社会に関する調査委員会  
福島 瑞穂君 補欠 清水 澄子君  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(閣法第九四号)  
同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。  
郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)  
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。  
経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の

法律案(閣法第三二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。  
障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
環境省設置法の一部を改正する法律案  
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案  
同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員日笠勝之君提出C型肝炎の対策等に関する質問に対する答弁書(第一二二号)  
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるとあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
参議院議員竹村泰子君提出日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問(第一四号)(答弁することのできる期限 四月二十三日)  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

環境省設置法の一部を改正する法律  
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律  
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	辞任 鹿熊 安正君	補欠 中島 啓雄君
総務委員	辞任 中原 爽君	補欠 世耕 弘成君
白浜 一良君	風間 昶君	
市田 忠義君	畑野 君枝君	
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	
法務委員	辞任 世耕 弘成君	補欠 中原 爽君
財政金融委員	辞任 福島 瑞穂君	補欠 照屋 寛徳君
文教科学委員	辞任 末広まきこ君	補欠 鴻池 祥肇君
農林水産委員	辞任 水島 裕君 畑野 君枝君	補欠 西田 吉宏君 市田 忠義君
国土交通委員	辞任 風間 昶君	補欠 白浜 一良君
環境委員	辞任 中島 啓雄君	補欠 鹿熊 安正君
環境委員	辞任 鴻池 祥肇君 西田 吉宏君	補欠 末広まきこ君 水島 裕君

<p>予算委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>小宮山洋子君</p>	<p>小川 敏夫君</p>	<p>荒木 清寛君</p>	<p>益田 洋介君</p>	<p>行政監視委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>小川 敏夫君</p>	<p>小宮山洋子君</p>	<p>益田 洋介君</p>	<p>荒木 清寛君</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。</p>	<p>国会法の一部を改正する法律案(上田清司君外四名提出)(衆第一五号)</p>	<p>金融問題監視院法案(上田清司君外四名提出)(衆第一六号)</p>	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外五名提出)(衆第一七号)</p>	<p>国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(太田昭宏君外五名提出)(衆第一八号)</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。</p>	<p>宮内庁法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)</p>	<p>同日次の質問主意書を内閣に転送した。</p>	<p>外国人、母子家庭、障害者等の入居差別に関する質問主意書(高嶋良充君提出)(第一五号)</p>	<p>昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>内閣委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>世耕 弘成君</p>	<p>中原 爽君</p>	<p>中島 啓雄君</p>	<p>鹿熊 安正君</p>																							
<p>風間 昶君</p>	<p>白浜 一良君</p>	<p>畑野 君枝君</p>	<p>市田 忠義君</p>	<p>福島 瑞穂君</p>	<p>照屋 寛徳君</p>	<p>総務委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>中原 爽君</p>	<p>世耕 弘成君</p>	<p>弘友 和夫君</p>	<p>荒木 清寛君</p>	<p>八田ひろ子君</p>	<p>笠井 亮君</p>	<p>法務委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>林 紀子君</p>	<p>筆坂 秀世君</p>	<p>照屋 寛徳君</p>	<p>福島 瑞穂君</p>	<p>外交防衛委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>今井 澄君</p>	<p>朝日 俊弘君</p>	<p>財政金融委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>鴻池 祥肇君</p>	<p>成瀬 守重君</p>	<p>文教科科学委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>市田 忠義君</p>	<p>畑野 君枝君</p>	<p>厚生労働委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>朝日 俊弘君</p>	<p>今井 澄君</p>	<p>農林水産委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>白浜 一良君</p>	<p>風間 昶君</p>	<p>笠井 亮君</p>	<p>八田ひろ子君</p>	<p>経済産業委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>荒木 清寛君</p>	<p>弘友 和夫君</p>
<p>国土交通委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>鹿熊 安正君</p>	<p>中島 啓雄君</p>	<p>筆坂 秀世君</p>	<p>林 紀子君</p>	<p>環境委員</p>	<p>辞任</p>	<p>補欠</p>	<p>成瀬 守重君</p>	<p>鴻池 祥肇君</p>	<p>水島 裕君</p>	<p>岸 宏一君</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。</p>	<p>国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの</p>	<p>国会法第四十二條第三項の規定によるもの</p>	<p>同日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p>	<p>総務委員会</p>	<p>理事 岩城 光英君 (北岡秀二君の補欠)</p>	<p>理事 木村 仁君 (常田享詳君の補欠)</p>	<p>理事 山内 俊夫君 (田村公平君の補欠)</p>	<p>環境委員会</p>	<p>理事 成瀬 守重君 (末広まさこ君の補欠)</p>	<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。</p>	<p>倉庫業法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)</p>	<p>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。</p>	<p>電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第九五号)</p>	<p>同日委員長から次の報告書が提出された。</p>	<p>宮内庁法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書</p>	<p>税理士法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書</p>	<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書</p>	<p>同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく平成十二年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告及び同法第十四条第二項の規定に基づく平成十三年度において講じようとする食料・農業・農村施策についての文書を受領した。</p>	<p>審査報告書</p>	<p>宮内庁法の一部を改正する法律案</p>	<p>右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p>	<p>平成十三年四月十日</p>	<p>内閣委員長 江本 孟紀</p>	<p>参議院議長 井上 裕殿</p>	<p>要領書</p>	<p>一、委員会の決定の理由</p>	<p>本法律案は、香淳皇后崩御に伴い、宮内庁の皇太后宮職を廃止する等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>一、費用</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しない。</p>												

平成十三年四月十一日 参議院会議録第十八号

議長の報告事項 宮内庁法の一部を改正する法律案

平成十三年四月十一日 参議院會議録第十八号

宮内庁法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「皇太后宮職」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十号中、「皇太后宮大夫」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中、「皇太后宮大夫」を削る。

別表第一官職名の欄中「皇太后宮大夫」を削る。

宮内庁法の一部を改正する法律案 税理士法の一部を改正する法律案

る。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中、「皇太后宮大夫」を削る。

審査報告書

税理士法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月十日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、税理士法人制度の創設、受験資格要件の緩和、試験科目の免除制度の見直し、税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設、計算事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充等の措置を講じるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努めるとともに、懲戒処分を受けた税理士の安易な再登録を防止する観点から、処分の実効性を確保するよう努めること。

一 税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。

一 会員の業務に係る紛議についての税理士会の調停に関する規定が新設されることにかんがみ、紛争解決手段としての実効性を確保する観点から、税理士会の会則等調停に際して適用されるルールの明確化を図ること。

一 税理士業務に係る報酬の最高限度額に関する規定が撤廃されることに伴い、規制改革委員会の指摘を踏まえ、不適切な報酬設定が行われることのないよう特段の努力を払うこと。

右決議する。

税理士法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜朗

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 税理士会及び日本税理士会連合会(第四十九条、第四十九条の十九)」を「第五章 税理士会及び日本税理士会連合会(第四十九条、第四十九条の十九)」と改める。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

第四条第四号中、「この法律又は旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」を「又はこの法律」に改め、同条第五号中、「この法律若しくは旧税務代理士法」を「若しくはこの法律」に改め、同条第六号中、「この法律及び旧税務代理士法」を「及びこの法律」に改め、同条第十号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第一項第一号」に改める。

902

第五條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四條、第三十六條、第四十一條の三及び第四十六條を除き、以下同じ。)若しくは地方税に関する事務

ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の經理に関する行政事務

ハ 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用(貸付先の經理についての審査を含む。)に関する事務

ニ 法人(国又は地方公共団体の特別会計を含む。)又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士、会計士補若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務  
三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第五十七條第二項の規定により同法による大学を卒業した者  
同等以上の学力があると認められた者で財

務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの

四 司法試験第二次試験に合格した者

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者

第五條第一項第六号から第十一号までを削り、同条第二項中「前項第二号から第八号までに規定する」を「前項第二号に掲げる」に改め、「それぞれ当該事務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算して」を削り、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第三項中「第一項第二号から第八号までに規定する」を「第一項第二号に掲げる」に、「それぞれ同項第二号から第八号までに規定する」を「同号に掲げる」に改め、同条第四項中「第一項第十一号」を「第一項第五号」に改める。

第七條の見出しを「(試験科目の一部の免除等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位(学校教育法第六十八條の二に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。)を授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該一科目以外の税法に属する科

目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位を授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

第七條に次の一項を加える。

5 第二項及び第三項に規定する国税審議会の認定の手續については、財務省令で定める。

第八條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「大学等」の下に「学校教育法第六十八條の二第三項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。」を加え、「法律学又は財政学に属する科目」を「税法に属する科目等」に、「学位」を「博士の学位」に改め、同項第二号中「商学に属する科目」を「会計学に属する科目等」に、「学位」を「博士の学位」に改め、同項第十号中「研修」の下に「財務省令で定める要件を満たす研修のうち」を加え、「研修をいう」を「ものをいう」に改める。

第九條の見出しを「(受験手数料等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七條第二項又は第三項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。

第十條の見出しを「(合格の取消し等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国税審議会は、第七條第二項若しくは第三項の規定による認定又は第八條第一項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。

第十八條を次のように改める。  
(登録)  
第十八條 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

第十九條に次の一項を加える。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四十一條及び第四十八條の十において同じ。)をもって調製することができる。

他の財務省令に、「第三条第一項各号の一」を「第三条第一項各号のいずれか」に改め、同条第二項中「添付するを」添付するに改める。

第二十二條第一項中「第四十九條の十五」を「第四十九條の十六」に改め、同条第三項中「附記したを」付記したに改める。

第二十五條第一項を次のように改める。

日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けたる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九條の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 税理士となる資格又は第二十四條各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。

二 第二十四條第六号に規定する者に該当するに至つたとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

第二十五條第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項」に改める。

第三十條中「場合においては」の下に、「財務省令で定めるところにより」を加える。

第三十二條の見出しを「(税理士証券の提示)」に改め、同条中「税理士は、を」税理士又は税理士法人が、「に」に、「税務官公署」を「当該税務代理に係る税理士が税務官公署」に、「税理士証券を呈示し」を「当該税理士は、税理士証券を提示し」に改める。

第三十三條第一項中「税理士は、を」税理士又は税理士法人が、「に」提出するときはを提出するときは、当該税務代理に係る税理士はに改め、

同条第二項中「税理士は、を」税理士又は税理士法人が、「に」当該書類を「当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類」に改め、同条第三項中「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十三條の二第一項及び第二項中「税理士を」税理士又は税理士法人に改め、同条第三項中「税理士は、を」税理士又は税理士法人が、「に」当該書類を「当該書類の作成に係る税理士は、当該書類」に改め、「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十五條第三項中「前二項」を「前三項」に、「更正を」調査に係る処分、更正に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十三條の二第一項又は第二項に規定する書類を」添付書類に、「当該書類を」当該添付書類に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税務官公署の当該職員は、第三十三條の二第一項又は第二項に規定する書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税にあらじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に第三十條の規定による書類を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書類に記載された事項に意見述べた機会を与えなければならない。

第三十九條の次に次の一項を加える。

(研修)

第三十九條の二 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第四十條の見出しを「(事務所の設置)」に改め、

同条第一項中「税理士は、を」税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。))を除く。次項及び第三項において同じ。及び税理士法人はに改め、同条第二項中「前項の」を「税理士が設けなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

第四十一條に次の一項を加える。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

第四十七條第一項及び第二項中「税理士事務所」を「税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(登録抹消の制限)

第四十七條の二 日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第二十六條第一項第一号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 税理士法人

(設立)

第四十八條の二 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人(税理士業務を組織的に

行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ)を設立することができる。

(名称)

第四十八條の三 税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第四十八條の四 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十三條の規定に該当することとなつた場合又は第四十五條若しくは第四十六條の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八條の二十第一項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年

(業務の範囲)

第四十八條の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二條第二項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

第四十八條の六 前条に規定するもののほか、税理士法人は、第二條の二第一項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士

法人の社員又は使用人である税理士(以下この条及び第四十八条の二十四第四項において「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

(登記)  
第四十八条の七 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手續)  
第四十八条の八 税理士法人を設立するには、その社員にならうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条の規定は、税理士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 事務所の所在地
  - 四 社員の氏名及び住所
  - 五 社員の出資に関する事項
  - 六 業務の執行に関する事項
- (成立の時期)  
第四十八条の九 税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出等)  
第四十八条の十 税理士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会(以下この章において「本店所在地の税理士会」という。)を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、税理士法人の名簿を作成し、これを国税庁長官に提出しなければならない。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(業務を執行する権限)  
第四十八条の十一 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常駐)  
第四十八条の十二 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(定款の変更)  
第四十八条の十三 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(社員の競争の禁止)  
第四十八条の十四 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人

の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)  
第四十八条の十五 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)  
第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

(法定脱退)  
第四十八条の十七 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 除名

(解散)  
第四十八条の十八 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の税理士法人との合併
- 四 破産
- 五 解散を命じる裁判
- 六 第四十八条の二十第一項の規定による解散の命令

2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 税理士法人は、第一項第三号の事由以外の事

由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(合併)  
第四十八条の十九 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によつて設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)  
第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

官 報 (号 外)

4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。  
(民法の準用等)

第四十八条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百六条第一項、第二百三十四條から第二百三十五条ノ五まで、第二百三十五条ノ八、第二百三十六條ノ二、第二百三十七條、第二百三十八條及び第二百三十八條ノ三の規定は、税理士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二条から第三十六条までの規定は税理士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は税理士法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、税理士法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十

八条の十四」と読み替えるものとする。  
4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、税理士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、税理士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「税理士法第四十八条の十四」と読み替えるものとする。

6 商法第百条、第二百三条から第二百六条まで及び第二百九条から第一百一一条までの規定は、税理士法人の合併について準用する。

7 商法第百六条から第十九条まで、第二百一十條から第二百一十二条まで、第二百一十四條第一項及び第二項、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百一十八條から第二百一十三條まで、第二百一十四條ノ二から第二百一十六條まで、第二百一十八條並びに第二百一十三條から第二百一十五條までの規定は、税理士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七條第二項及び第二百一十二條中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「税理士法第四十八条の十八第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百一十七條の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。  
第四十九條第二項中「会員」を「会員である税理士」に改め、同条第四項中「税理士事務所を有す

るを「税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた」に改め、同条第六項中「税理士の」を「税理士及び税理士法人の」に改める。  
第四十九條の二第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 会員の研修に関する規定  
七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定  
第四十九條の六第一項中「第二十二條第一項の規定による」を削り、「税理士事務所を」その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同条第四項中「税理士は、税理士事務所」を「税理士及び税理士法人は、税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第二十六條第一項各号の」を「第二十六條第一項各号のいずれかに」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 税理士法人は、解散した時に、当然、所属税理士会を退会する。  
第四十九條の六第二項中「税理士は、税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したとき又は」を「税理士及び税理士法人は、」に、「税理士事務所の所在地」を「税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地」に、「これらの移転又は区域」を「その区域」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士は、登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を所属税理士会以外の税理士

会が設立されている区域に所在地のある税理士事務所又は税理士法人の事務所に変更する旨の申請をしたときは、その変更の登録の申請をした時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、変更後の税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

3 税理士法人は、その成立の時に、当然、税理士法人の主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。

5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。  
第六章中第四十九條の十九を第四十九條の二十一とし、第四十九條の十八を第四十九條の二十とし、第四十九條の十七を第四十九條の十九とする。

第四十九條の十六の見出しを、「總會の決議の取消し」に改め、同条中「又は役員」の行為を削り、「總會の決議についてはこれを」を「その決議」に改め、「を命じ、役員についてはこれを解任すべきこと」を削り、同条を第四十九條の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表等)

第四十九條の十八 日本税理士会連合会は、毎事業年度、第四十九條の十五の規定において準用する第四十九條の八第三項に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所において置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第四十九條の十五を第四十九條の十六とする。  
第四十九條の十四中「及び第四十九條の七から第四十九條の十まで」を、「第四十九條の七から第四十九條の九まで及び第四十九條の十一」に改め、同条を第四十九條の十五とする。

第四十九條の十三第一項第一号中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第三号中「第四十九條の十五」を「第四十九條の十六」に改め、同項第六号中「第四十九條の二第二項第八号」を「第四十九條の二第二項第九号」に改め、同条を第四十九條の十四とする。

第四十九條の十二第二項中「税理士の」を「税理士及び税理士法人の」に改め、同条を第四十九條の十三とする。

第四十九條の十一第二項中「(明治三十二年法律第四十八号)及び(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同条を第四十九條の十二とする。

第四十九條の十を第四十九條の十一とし、第四十九條の九の次に次の一条を加える。  
(紛議の調停)

第四十九條の十 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人

の請求により調停をすることができる。

第五十條第一項中「税理士」を「税理士又は税理士法人」に改める。

第五十一條の見出しを「(税理士業務を行う弁護士等)」に改め、同条第二項中「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を、「弁護士である旨」の下に「及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」を加え、同条に次の二項を加える。

3 弁護士法人(弁護士法に規定する社員の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る)は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三條、第三十三條の二、第四十八條の十六(第三十九條の規定を準用する部分を除く)、第四十八條の二十(税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く)、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士法人とみなす。

第五十二條中「税理士でない」を「税理士又は税理士法人でない」に改める。

第五十三條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれ

に類似する名称を用いてはならない。

第五十四條中「税理士の使用人」を「税理士又は税理士法人の使用人」に、「洩らし、又は窃用を」に「漏らし、又は盗用」に改める。

第五十五條第一項中「税理士から」を「税理士又は税理士法人から」に、「税理士に」を「税理士又は税理士法人に」に改める。

第五十八條中「第三十六條(二)の下に」第四十八條の十六又は「を」加え、「百万円」を「二百万円」に改める。

第五十九條を次のように改める。  
第五十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの

二 第三十八條第五十條第二項において準用する場合を含む。又は第五十四條の規定に違反した者

三 第五十二條の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十條を削る。

第六十一條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「又は第四十六條」を「若しくは第四十六條又は第四十八條の二十第一項」に改め、同条を第六十條とする。

第六十二條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第六十一條とする。

三 第五十三條第三項の規定に違反した者

第六十三條中「第四十九條の十七第一項」を「第四十九條の十九第一項」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十二條とする。

第六十四條中「第五十九條、第六十二條第二号」を「第五十八條、第五十九條第一項第三号、第六十條第三号(第四十八條の二十第一項に係る部分に限る)、第六十一條」に改め、ただし書を削り、同条を第六十三條とし、第八章同条の次に次の一条を加える。

第六十四條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第四十八條の二十一第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第四十八條の二十一第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十八條の二十一第六項において準用する商法第百條第一項又は第三項(同法第百十七條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第四十八條の二十一第七項において準用する商法第百三十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

附則第三十七項から第四十四項までを削る。

附則

- 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四号及び第五号に規定する旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により刑に処せられた者に係る税理士の資格については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧法第五号第一項第九号に規定する旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、高等専門学校、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの及び旧法第五号第一項第十号に規定する高等試験本試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。
- 4 改正後の税理士法(以下「新法」という。)第七條第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)第六十八條の二第二項に規定する大学院の課程(同条第三項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。)に進学者者について適用する。
- 5 新法第八條第一項第一号及び第二号の規定(これらの号に規定する博士の学位を授与された者に係る部分に限る。)は、施行日以後にこれ

- らの規定に規定する博士の学位を取得するために大学院の課程に進学者者について適用し、施行日前に学位を取得するために大学院の課程に進学した者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧法第八條第一項第一号及び第二号の規定に規定する教授、助教授又は講師のいずれかの職に就いた者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧法第三十條の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十條の規定により提出された書面とみなして、新法の規定を適用する。
- 8 新法第三十五條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する調査をする場合について適用する。
- 9 新法第四十九條の六の規定は、施行日以後に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転する場合について適用し、施行日前に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転した場合については、なお従前の例による。
- 10 新法第四十九條の八の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。
- 11 この法律の施行の際現に旧法附則第三十七條の許可を受けている公認会計士が施行日から引き続き行う税理士業務については、同項から旧法附則第四十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第三十七項中「当分の間」とあるのは、「平成十七年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成十三年四月十日  
経済産業委員長 加藤 紀文  
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品を製造する事業者等が行う伝統的工芸品産業の活性化に資する事業等を支援するとともに、伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする団体が伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成することができるとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。  
一、費用  
本法施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算(経済産業省所管)に五千五百七十八万九千円が計上されている。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。  
平成十三年三月二十九日  
衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 井上 裕殿

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案  
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三項中「事業協同組合を」事業協同組合等(事業協同組合)に、「政令で定める法人」を「の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)をいう。以下同じ。」「とするもの」を「(以下単に「構成員」という。)とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの」に改め、「されるよう」の下に「当該工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「工芸品の製造される」を削り、同条第八項中「第四項の規定は、」を「第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「一」を「いずれかに」に、「ときは」を「場合には」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合(次

項に規定する場合を除く。には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。

第四條第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「製造協同組合等」という。))を「製造事業者(伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。))を構成員とする事業協同組合等(以下「製造協同組合等」という。))であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造協同組合等」という。))に改め、「これをのちに」当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「伝統的工芸品の製造される」を削り、「第八條第一項、第八條の二第二項、第十九條第三項及び第二十四條の二を、第十三條第一項、第十四條第二項、第二十二條第三項及び第二十七條に、「同じを」単に「都道府県知事」というに改める。

第二十七條中「第二十三條を」第二十五條に改め、同條を第三十一條とする。

第二十六條第一項中「第十九條を」第二十二條に、「十万円を」三十万円に改め、同條第二項中「法人の代表者を」法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。

以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))に改め、同條に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人

がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十六條を第三十條とする。

第二十五條の二中「第二條第三項」の下に「同條第七項において準用する場合を含む。))」を加え、「第四條の二第二項、第六條第一項、第六條の二第二項、第七條第一項、第七條の二第二項、第八條第一項及び第八條の二第二項を」第五條第二項、第七條第一項、第八條第二項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條第一項、第十二條第二項、第十三條第一項及び第十四條第二項に改め、同條を第二十九條とする。

第二十五條を第二十八條とし、第二十四條の二を第二十七條とする。

第二十二條第九号中「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業、連携活性化事業」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十一條を第二十三條とする。

第二十條を削る。

第十九條第一項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画」に改め、同條第二項中「製造協同組合等の直接又は間接を」特定製造協同組合等」に、「伝統的工芸品を製造している事業者を」製造事業者」に改め、同條を第二十二條とする。

第十八條中「伝統的工芸品を製造し、若しくは

販売する事業者、伝統的工芸品等活用事業」を「製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業」に改め、同條を第二十一條とする。

第十七條中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、「直接又は間接の」を削り、「伝統的工芸品を製造する事業者を」製造事業者」に改め、同條を第二十條とする。

第十六條を削る。

第十五條の前の見出しを削り、同條中「又は認定共同振興計画」を削り、同條を第十九條とし、同條に見出しとして「(税制上の措置)」を付する。

第十四條に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付し、同條中「第八條第一項」を「第十三條第一項」に改め、「以上が中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)」を加え、「第八條の二第三項」を「第十四條第三項」に改め、同條を第十八條とする。

第十條中「認定活用計画」を「認定活性化計画、認定連携活性化計画」に改め、同條を第十七條とする。

第九條中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に改め、「販売協同組合等」の下に、「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者」を加え、同條を第十六條とする。

第八條の三中「活用計画」を「活性化計画、連携活性化計画」に改め、同條を第十五條とする。

第八條の二を第十四條とし、第八條を第十三條とする。

第七條の二の見出しを「(活性化計画の変更等)」に改め、同條第一項中「伝統的工芸品を製造する

事業者若しくは」を「製造事業者又は」に改め、「又は特定会社若しくは特定会社を設立しようとする者(その者の設立に係る特定会社を含む。))」を削り、「活用計画」を「活性化計画」に改め、同條第三項中「活用計画(を)活性化計画」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画」に、「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業」に改め、同條第四項中「活用計画」を「活性化計画」に改め、同條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。

(連携活性化計画)

第十一條 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。))又は連携製造協同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。))とともに、連携して実施する活性化事業(以下「連携活性化事業」という。))に関する計画(以下「連携活性化計画」という。))を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四條第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

(連携活性化計画の変更等)

第十二條 前條第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。)に係る連携活性化事業を実施する者(製造協同組合等及び連携活性化計画に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。  
 第七条を削る。  
 第六条の二第一項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等及び販売事業者又は」に改め、同条第三項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは」に、「又はを」若しくはに改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。  
 (活性化計画)

第九条 製造事業者又は製造協同組合等(特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独で又は共同して、活性化事業次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して

経済産業大臣に提出しなければならない。  
 一 従事者の研修に関する事業  
 二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業  
 三 原材料についての研究に関する事業  
 四 需要の開拓に関する事業  
 五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業  
 六 消費者への適正な情報の提供に関する事業  
 七 新商品の開発又は製造に関する事業  
 2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。  
 第六条第一項中「製造協同組合等は、伝統的工芸品を販売する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「販売協同組合等」という。))を、特定製造協同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。))又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。))に改め、同条を第七条とする。  
 第五条を第六条とする。  
 第四条の二第一項及び第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、同条を第五条とする。

附則

(施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
 (認定活用計画に関する経過措置)  
 第一条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受

けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)  
 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。  
 (地方自治法の一部改正)  
 第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の項中)「第二条第三項」の下に(同条第七項において準用する場合を含む。))を加え、「第四条の二第二項、第六条第一項、第六条の二第二項、第七条第一項、第七条の二第二項、第八条第一項及び第八条の二第二項」を「第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項」に改める。  
 (地方税法の一部改正)  
 第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三十二条の三第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合

であるものに限る。以下本項において同じ。)が、「同項を」同条第一項に、「当該製造協同組合等」を「当該特定製造協同組合等」に改める。  
 (新事業創出促進法の一部改正)  
 第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第五百十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第七条の二第二項中、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)以下「伝統的工芸品産業振興法」という。))第十一条第一号に掲げる業務を削り、同条第三項中「第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条」を削り、同条第四項中、「伝統的工芸品産業振興法第十一条」を削り、同条第五項中「第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条」を削り、「伝統的工芸品産業振興法第十一条」を削り、「(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。))」以下「伝統的工芸品産業振興法」という。))第十一条に掲げる業務及び、「伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務」を削る。

投票者氏名  
 日程第一 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 賛成者氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 阿部 正俊君 | 青木 幹雄君 |
| 有馬 朗人君 | 石井 道子君 |
| 石渡 清元君 | 泉 信也君  |
| 市川 一朗君 | 入澤 肇君  |
- 二〇八名

岩城 光英君	岩崎 純三君	服部三男雄君	林 芳正君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	日出 英輔君	保坂 三蔵君
上野 公成君	魚住 汎英君	星野 昴市君	真鍋 賢二君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	松田 岩夫君	松村 龍二君
大島 慶久君	大野つや子君	水島 裕君	溝手 顕正君
太田 豊秋君	扇 千景君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
岡野 裕君	加藤 紀文君	森田 次夫君	森山 裕君
加納 時男君	狩野 安君	矢野 哲朗君	柳川 覺治君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	山内 俊夫君	山崎 力君
片山虎之助君	金田 勝年君	山崎 正昭君	山下 英利君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君	山下 善彦君	山本 一太君
龜谷 博昭君	河本 英典君	依田 智治君	吉村剛太郎君
木村 仁君	岸 宏一君	若林 正俊君	足立 良平君
久世 公堯君	久野 恒一君	伊藤 基隆君	今井 澄君
沓掛 哲男君	国井 正幸君	今泉 昭君	海野 徹君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	江田 五月君	江本 孟紀君
佐藤 昭郎君	齋藤 泰三君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君	勝木 健司君	川橋 幸子君
坂野 重信君	清水嘉与子君	木俣 佳文君	北澤 俊美君
清水 達雄君	陣内 孝雄君	久保 亘君	郡司 彰君
須藤良太郎君	末広まきこ君	小宮山洋子君	興石 東君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
世耕 弘成君	田浦 直君	櫻井 充君	高嶋 良充君
田中 直紀君	田村 公平君	谷林 正昭君	千葉 景子君
竹山 裕君	武見 敬三君	寺崎 昭久君	内藤 正光君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	直嶋 正行君	長谷川 清君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
中島 啓雄君	中島 眞人君	堀 利和君	本田 良一君
中曾根弘文君	仲道 俊哉君	松前 達郎君	円 より子君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
野沢 大三君	野間 赳君	篠瀬 進君	柳田 稔君
橋本 聖子君	畑 恵君	山下八洲夫君	薬科 満治君

荒木 清寛君	魚住裕一郎君	渡辺 秀央君	石井 一二君
海野 義孝君	大森 礼子君	佐藤 道夫君	島袋 宗康君
加藤 修一君	風間 昶君	西川きよし君	黒岩 秩子君
木庭健太郎君	沢 たまき君	中村 敦夫君	菅野 久光君
白浜 一良君	高野 博師君		
統 訓弘君	鶴岡 洋君		
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
日笠 勝之君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	益田 洋介君		
松 あきら君	森本 晃司君		
山下 栄一君	山本 保君		
渡辺 孝男君	阿部 幸代君		
井上 美代君	池田 幹幸君		
市田 忠義君	岩佐 恵美君		
緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
笠井 亮君	小池 晃君		
小泉 親司君	須藤美也子君		
大門美紀史君	富樫 練三君		
西山登紀子君	橋本 敦君		
畑野 君枝君	林 紀子君		
筆坂 秀世君	宮本 岳志君		
山下 芳生君	吉岡 吉典君		
吉川 春子君	大淵 絹子君		
大脇 雅子君	梶原 敬義君		
日下部禮代子君	清水 澄子君		
谷本 巍君	田 英夫君		
福島 瑞穂君	淵上 貞雄君		
三重野栄子君	岩本 莊太君		
椎名 素夫君	田名部匡省君		
高橋紀世子君	松岡満壽男君		
水野 誠一君	高橋 令則君		
戸田 邦司君	平野 貞夫君		

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	齋藤 泰三君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君

反対者氏名

○名

日程第二 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一八六名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	齋藤 泰三君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君

坂野 重信君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	仲道 俊哉君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 越君
橋本 聖子君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	保坂 三藏君
星野 朋市君	真鍋 賢二君
松田 岩夫君	松村 龍二君
水島 裕君	溝手 顕正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
今井 澄君	今泉 昭君

海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小宮山洋子君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	櫻井 充君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	松前 達郎君
円 より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
藁科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大淵 絹子君

梶原 敬義君	日下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 巍君
田 英夫君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	三重野栄子君
山本 正和君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	田名部匡省君
高橋紀世子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	高橋 令則君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
渡辺 秀央君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	黒岩 秩子君
中村 敦夫君	菅野 久光君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大脇 雅子君	

反対者氏名

一三名

日程第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 二〇八名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
海老原義彦君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	久野 恒一君
杓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君
坂野 重信君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君

平成十三年四月十一日 参議院會議録第十八号

投票者氏名

質問主意書及び答弁書

世耕 弘成君	田浦 直君	北澤 俊美君	久保 巨君
田中 直紀君	田村 公平君	郡司 彰君	小宮山洋子君
竹山 裕君	武見 敬三君	輿石 東君	佐藤 泰介君
谷川 秀善君	月原 茂皓君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	高嶋 良充君	谷林 正昭君
中島 啓雄君	中島 真人君	千葉 景子君	寺崎 昭久君
中曾根弘文君	仲道 俊哉君	内藤 正光君	直嶋 正行君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	長谷川 清君	福山 哲郎君
野沢 大三君	野間 越君	藤井 俊男君	堀 利和君
橋本 聖子君	畑 恵君	本田 良一君	松前 達郎君
服部三男雄君	林 芳正君	円 より子君	峰崎 直樹君
日出 英輔君	保坂 三蔵君	本岡 昭次君	築瀬 進君
星野 朋市君	真鍋 賢一君	柳田 稔君	山下八洲夫君
松田 岩夫君	松村 龍二君	薬科 満治君	荒木 清寛君
水島 裕君	溝手 顕正君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	大森 礼子君	加藤 修一君
森田 次夫君	森山 裕君	風間 昶君	木庭健太郎君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君	沢 たまき君	白浜 一良君
山内 俊夫君	山崎 力君	高野 博師君	統 訓弘君
山崎 正昭君	山下 英利君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
山下 善彦君	山本 一太君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
依田 智治君	吉村剛太郎君	弘友 和夫君	福本 潤一君
若林 正俊君	足立 良平君	益田 洋介君	松 あきら君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	森本 晃司君	山下 栄一君
今井 澄君	今泉 昭君	山本 保君	渡辺 孝男君
海野 徹君	江田 五月君	阿部 幸代君	井上 美代君
江本 孟紀君	小川 敏夫君	池田 幹幸君	市田 忠義君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君		

大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	西山登紀子君
林 紀子君	畑野 君枝君
宮本 岳志君	筆坂 秀世君
吉岡 吉典君	山下 芳生君
大淵 絹子君	吉川 春子君
梶原 敬義君	大脇 雅子君
清水 澄子君	日下部禮代子君
田 英夫君	谷本 巍君
淵上 貞雄君	福島 瑞穂君
山本 正和君	三重野栄子君
高橋紀世子君	岩本 荘太君
水野 誠一君	松岡満壽男君
戸田 邦司君	高橋 令則君
渡辺 秀央君	平野 貞夫君
佐藤 道夫君	石井 一二君
西川きよし君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	黒岩 秩子君
	替野 久光君

反対者氏名

○名

C型肝炎の対策等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年三月一日

参議院議長 井上 裕殿

日笠 勝之

C型肝炎の対策等に関する質問主意書

C型肝炎は一九八八年にウイルスが発見され、主に血液を介して感染することが判明している。我が国においては、戦後、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者が急増しており、その感染者は現在、二百万人を超えるのではないかとわれている。

ところが、感染拡大の原因や感染者の実態などについては未解明の部分が多く、これまで適切かつ有効な対策が講じられてきたとはいえない。その結果、肝がんによる死亡者が近年、急激に増えてきており、このままでは、結核に次ぐ第二の国民病になりかねない状況にある。

そこで、政府に対し、我が国におけるC型肝炎の実情把握と効果的な対策の確立を促すため、以下の諸点について、質問するものである。

一 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者と肝がんの動向について

1 我が国の肝がんによる年間死亡者数、肝がんによる死亡者数のこれまでの推移を明らかにされたい。

また、肝がんによる死亡者数とその推移を、肺がん、胃がん等の他部位のがんによる死亡者数、その推移と比較するかどうか。

<p>2 我が国の肝がん患者に占めるC型肝炎ウイルス(HCV)感染者の割合を明らかにされたか。</p> <p>3 我が国において、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者は、どのくらいと推計されているのか。</p> <p>4 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者のうち、慢性肝炎になる患者の割合は、年間どのくらいか。</p> <p>C型肝炎ウイルス(HCV)に感染した慢性肝炎患者のうち、肝がんを発症する患者の割合は、年間どのくらいか。</p> <p>C型肝炎ウイルス(HCV)に感染し肝硬変にまで進行した患者のうち、肝がんを発症する患者の割合は、年間どのくらいか。</p> <p>5 C型肝炎ウイルス(HCV)に感染してから肝がんを発症するまで、どの程度の期間、どのような経過をたどるのか。</p> <p>6 日本人の肝がんの発症について、年齢による特徴(年代的特徴)は認められるのか。認められるのであれば、その特徴を明らかにされたい。</p> <p>7 日本人の肝がんの発症について、地域による特性は認められるのか。地域特性が認められるのであれば、具体的な地域名を挙げて、その特徴を明らかにされたい。</p> <p>8 我が国の肝がんによる死亡者数について、政府は今後、どのように推移していくと見通しているのか、明らかにされたい。</p>	<p>9 肝がん患者に対する標準的な医療費は、現在のところ、一人当たり、およそどのくらいとなっているのか。</p> <p>二 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染が拡大した原因と政府の対策について</p> <p>1 我が国において、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染が拡大したのはいつごろからか。</p> <p>2 我が国において、戦後、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染が拡大した原因を、政府はどのように分析しているのか。</p> <p>3 注射器(注射針及び注射筒)の使い回しによる感染を防止するために、政府はこれまでにどのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>4 輸血による感染を防止するために、政府はこれまでにどのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>5 輸血を伴わない手術や腎不全に対する透析施設での医療用具による感染を防止するために、政府はこれまでにどのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>6 血液製剤(非加熱の血液凝固因子製剤)による感染を防止するために、政府はこれまでに</p>
<p>どのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>三 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者の把握について</p> <p>1 C型肝炎ウイルス(HCV)の潜在的な感染者の実態把握を急ぐ必要がある。</p> <p>C型肝炎の対策においては、自分がC型肝炎ウイルス(HCV)に感染していることを知らない潜在的感染者が少なくない現状を踏まえると、大規模なキャンペーンを実施するなど広報の充実を図るとともに、輸血、手術、血液製剤の投与を受けた患者などを対象にC型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を受けるよう周知し、その徹底を図るべきではないか。</p> <p>このような施策の必要性に対する政府の認識と取組を明らかにされたい。</p> <p>2 C型肝炎ウイルス(HCV)に感染しているかどうかを調べるためには、現状ではどのような方法があるのか。その際に要する費用はどの程度か。医療保険の適用がある場合とない場合のそれぞれについて、説明されたい。</p> <p>3 C型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を希望する者には、保健所等で匿名で受診できるように配慮すべきであると考ええる。</p> <p>厚生労働省においても、平成十三年四月から全国の保健所で匿名検査を受け付けたり、</p>	<p>どのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>三 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者の把握について</p> <p>1 C型肝炎ウイルス(HCV)の潜在的な感染者の実態把握を急ぐ必要がある。</p> <p>C型肝炎の対策においては、自分がC型肝炎ウイルス(HCV)に感染していることを知らない潜在的感染者が少なくない現状を踏まえると、大規模なキャンペーンを実施するなど広報の充実を図るとともに、輸血、手術、血液製剤の投与を受けた患者などを対象にC型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を受けるよう周知し、その徹底を図るべきではないか。</p> <p>このような施策の必要性に対する政府の認識と取組を明らかにされたい。</p> <p>2 C型肝炎ウイルス(HCV)に感染しているかどうかを調べるためには、現状ではどのような方法があるのか。その際に要する費用はどの程度か。医療保険の適用がある場合とない場合のそれぞれについて、説明されたい。</p> <p>3 C型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を希望する者には、保健所等で匿名で受診できるように配慮すべきであると考ええる。</p> <p>厚生労働省においても、平成十三年四月から全国の保健所で匿名検査を受け付けたり、</p>
<p>相談窓口を設ける方針であると承知しているが、政府の今後の対策について、費用負担の在り方を含めて説明されたい。</p> <p>4 厚生労働省は、血液製剤(非加熱の血液凝固因子製剤)を投与された患者を対象にC型肝炎ウイルス(HCV)感染の調査を行う方針であると承知しているが、この調査の趣旨、実施する時期、調査対象者及び国内で製造された血液製剤PPSBの投与患者についての追跡方法を含めた調査の方法について明らかにされたい。</p> <p>5 潜在的な感染者の実態把握を徹底するためには、例えば老人保健法に基づく基本健康診査にC型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を加えるとともに、この措置を国の補助事業とするなど、四十歳以上を対象とする全国規模のC型肝炎ウイルス(HCV)抗体検査を実施する必要があると考えられる。</p> <p>政府においても、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者の実態把握について、このような対策を早急に検討し実行すべきであると考えるが、政府の今後の取組を明らかにされたい。</p> <p>四 C型肝炎ウイルス(HCV)感染者の治療等に対する支援について</p> <p>1 現在、我が国の医療現場に流通しているインターフェロンの種類、効能、銘柄を明らかにされたい。</p>	<p>どのような対策を講じてきたのか。政府が講じた措置ごとに、その年月を明らかにして、措置の内容をその後の評価を含めて説明されたい。</p> <p>三 C型肝炎ウイルス(HCV)の感染者の把握について</p> <p>1 C型肝炎ウイルス(HCV)の潜在的な感染者の実態把握を急ぐ必要がある。</p> <p>C型肝炎の対策においては、自分がC型肝炎ウイルス(HCV)に感染していることを知らない潜在的感染者が少なくない現状を踏まえると、大規模なキャンペーンを実施するなど広報の充実を図るとともに、輸血、手術、血液製剤の投与を受けた患者などを対象にC型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を受けるよう周知し、その徹底を図るべきではないか。</p> <p>このような施策の必要性に対する政府の認識と取組を明らかにされたい。</p> <p>2 C型肝炎ウイルス(HCV)に感染しているかどうかを調べるためには、現状ではどのような方法があるのか。その際に要する費用はどの程度か。医療保険の適用がある場合とない場合のそれぞれについて、説明されたい。</p> <p>3 C型肝炎ウイルス(HCV)の抗体検査を希望する者には、保健所等で匿名で受診できるように配慮すべきであると考ええる。</p> <p>厚生労働省においても、平成十三年四月から全国の保健所で匿名検査を受け付けたり、</p>

2 現在、我が国においてインターフェロンを製造している製薬メーカー、輸入している業者及びその国内における銘柄ごとの価格、販売量を明らかにされたい。

3 我が国におけるインターフェロンの価格については、国際的な水準より極めて高く、例えば韓国におけるインターフェロンの価格と比較しても三倍にもなっていると報告もある。経済的な要因が患者の負担となって治療の妨げになっているとすれば、国は費用負担の軽減を図るべく積極的に問題の解決を図る必要がある。

そこで、国内価格の実情と価格高騰の原因を、政府はどのように分析しているのか、明らかにされたい。

また、患者やその家族、保険者の負担を軽減するため、インターフェロンの国内価格を安価なものにする方策を検討すべきではないかと思われるが、政府の対応を明らかにされたい。

4 現在、我が国で使用が認められているインターフェロンについて、医療保険の適用条件がどのようになっているのか、これまでの経緯を含めて説明されたい。

5 効果が注目されているインターフェロンとリハビリンの併用療法、患者の身体的負担を大幅に軽減する可能性があるといわれているペグインターフェロン等の臨床試験について、その現状と今後の見通しを説明されたい。

肝がんは、治療に投入した費用がそのまま実効性を発揮する唯一のがんであるとの指摘もあるところから、肝がん治療に要する医療費を必要以上に抑制することがあってはならないと考える。

そこで、各種の治療方法に加えられている制限措置(インターフェロンの投与制限等の医療保険の適用制限を含む)については、治療効果が高まる可能性がある限り、積極的に緩和する方向で見直す必要があるのではないかと。

この問題に関する政府の基本的な考え方と今後の取組を明らかにされたい。

7 C型肝炎の治療に、牛乳に含まれるタンパク質であるラクトフェリンが有効ではないかとみられている。これまでの研究成果と今後の臨床試験の進め方を明らかにされたい。

8 ワクチンなどのC型肝炎ウイルス(HCV)そのものの増殖を押さえる医薬品の研究開発について、我が国の取組状況と今後の見通しを明らかにされたい。

9 C型肝炎の新しい検査方法である冷却ゲル内沈降法について、その特徴を説明されたい。

また、今後の臨床への応用を促進するための方策について、政府の取組を明らかにされたい。

10 C型肝炎の患者に対しては、就業の継続や就職に際しての不当な扱いが少なからずみられるという。

このような雇用上の差別を含めた市民生活上のいわれなき差別を解消するために、政府がこれまで講じてきた措置を明らかにするとともに、差別の解消に向けた政府の今後の取組を明らかにされたい。

平成十三年四月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員日笠勝之君提出C型肝炎の対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員日笠勝之君提出C型肝炎の対策等に関する質問に対する答弁書

一の1について

人口動態統計によれば、平成十一年の我が国の肝がんによる年間死亡者数は三万三千八百十六名(男性二万三千四百九十二名及び女性一万三千二百四十四名)であり、部位別がんとこの年間死亡者数の中で第三位となっている。その年次推移については、昭和四十五年には九千四百四十二名であったものが、平成七年には約三倍の三万七千七百七十七名に急増し、同年以後はほぼ横ばいの傾向にある。

一方、肺がんによる年間死亡者数はこの三十

年間で急激に増加しており、昭和四十五年には一万四千八百八十九名であったものが平成十一年には五万二千七百七十七名となり、部位別がんとこの年間死亡者数の中で第一位となっている。また、胃がんによる年間死亡者数はこの三十年間ほぼ横ばいの傾向が続いており、昭和四十五年には四万八千八百二十三名であったものが平成十一年には五万六千七百七十六名となり、部位別がんとこの年間死亡者数の中で第二位となっている。

一の2について

我が国の肝がん患者に占めるC型肝炎ウイルスの持続感染者の割合については、厚生労働省に置かれた「肝炎対策に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)に出席した専門家が、千九百九十年代に発症した肝がん患者のうちの七十六パーセントがC型肝炎ウイルスの持続感染者であった旨の報告を行っている。

一の3について

C型肝炎ウイルスの持続感染者は、百万人から二百万人程度存在すると推定される。

一の4について

C型肝炎ウイルスは昭和六十三年に発見されたものであり、いまだ十分な知見の集積がなく、また、その感染から肝がん等の発症までには長期間が経過するため、C型肝炎ウイルスの持続感染者の肝がん等の発症率について一概に述べることは困難である。

しかしながら、有識者會議に出席した専門家は、肝機能異常のないC型肝炎ウイルスの持続感染者が慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの各病態へ移行する確率は、感染者の年齢が上がるほど増加する旨の報告を行っている。また、平成十一年度の厚生科学研究費補助金により行われた「非A非B型肝炎の予防、疫学に関する研究」においては、四十歳の肝機能異常のないC型肝炎ウイルスの持続感染者の場合、十年後には、男性の六十一パーセント及び女性の六十七パーセントが慢性肝炎を、男性の五パーセント及び女性の七パーセントが肝硬変を、男性の三パーセント及び女性の二パーセントが肝がんを発症する旨が報告されている。

一年間にどのくらいの割合で慢性肝炎、肝硬変又は肝がんに移行するかについてのデータは、把握していない。

一の5について

C型肝炎ウイルスの持続感染者は、その多くが慢性肝炎の症状を呈し、一部は肝硬変、肝がんへと進行し、また、感染時の年齢にかかわらず四十歳代前後で肝炎の症状が進行し、六十歳から六十五歳で肝がんの発生が増加する場合が多いと考えられている。

一の6及び7について

平成十年度の厚生省がん研究助成金により行われた「地域がん登録の精度向上と活用に関する研究」によれば、平成六年の人口十万人当たりの全国がん年齢階級別推定罹患率は、男性では、四十四歳までは十・〇未満、四十五歳から

四十九歳までは十九・〇、五十歳から五十四歳までは三四・五、五十五歳から五十九歳までは八十一・八、六十歳から六十四歳までは百五十六・一、六十五歳以上は六十歳から六十四歳までと同程度であり、女性では、五十四歳までは十・〇未満、五十五歳から五十九歳までは十六・一、六十歳から六十四歳までは三十二・八、六十五歳から六十九歳までは五十六・三、七十歳から七十四歳までは五十八・六、七十五歳から七十九歳までは六十五・一、八十歳から八十四歳までは六十五・四、八十五歳以上は七十五・一である。また、精度の高い地域がん登録を実施している地方公共団体として選定された一府十県一市における平成六年の性別による肝がんの年齢調整罹患率の推計では、男性は大阪府、佐賀県及び兵庫県が、女性は大阪府、佐賀県及び福井県が高いとされている。

なお、平成七年の人口動態統計特殊報告によれば、人口十万人当たりの肝がんの都道府県別年齢調整死亡率は、男性は大阪府、福岡県及び佐賀県が、女性は大阪府、福岡県及び広島県が高くなっている。

一の8について

肝がんによる死亡者数の今後の推移については、現在はその将来推計に資するための基礎的な研究が進められている段階であり、お答えすることは困難である。

なお、有識者會議に出席した専門家が、大阪府における男性の肝がんの死亡率は二十五年

までは増加傾向が続くと予測している旨の報告を行っている。

一の9について

肝がん患者の医療費は、個々の患者の重症度、行われた医療行為の内容等により大きく異なるが、平成十一年の患者調査及び平成十一年の社会医療診療行為別調査報告の結果から、肝及び肝内胆管の悪性新生物による入院患者一人当たりの平均医療費を推計すると、約八十四万八千円となる。

二の1及び2について

我が国におけるC型肝炎ウイルスの感染のまん延については、有識者會議に出席した専門家が、第二次世界大戦後の混乱期にまず覚せい剤濫用者の間で注射器、注射針の共用・回し打ち等により感染が拡大し、次にこれらの覚せい剤濫用者が当時の売血者集団の一部に加わり、このような売血者集団から供血された血液の輸血を受けた者にも感染が拡大したことや、当時において現時点から見れば衛生的に必ずしも適切とはいえないような医療行為、はり等の民間療法、入れ墨等が行われたことが感染拡大の原因になったと考えられる旨の報告を行っており、このような仮説により一定の説明が可能であると考えている。

二の3について

それぞれの医療機関が注射器を適切に使用することが基本となるが、政府としては、その時々々の医学的知見を踏まえ、次のように適切に対策を講じてきたところである。

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づく予防接種に使用される注射器については、予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)において、注射針は昭和三十三年から、注射筒は昭和六十三年から、被接種者ごとに取り換えなければならないとしている。

予防接種法に基づく予防接種以外の目的で使用される注射器については、昭和五十一年に厚生省肝炎研究連絡協議会B型肝炎研究班により「B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」が作成され、通常の注射針は使い捨てを用い、再使用を行わず、使用済みの針には慎重に再びキャップをかぶせて耐水性のバックに入れ、焼却又は加熱殺菌して捨てること、注射筒は使用後に水道水で洗浄し滅菌すること等が示された。昭和六十二年には、同研究班により「改訂B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」が作成され、通常の注射針は使い捨てを用い、再使用を行わないこと、ガラス製の注射筒は使用後に薬物消毒を行い、血液による汚染の可能性がある場合は使い捨ての注射筒を用い、これを捨てる際には感染源にならないように注意すること等が示された。(なお、昭和六十三年にC型肝炎ウイルスが発見されるまでは、B型肝炎のみを対象として対策を講じてきたところであるが、これらの対策はB型肝炎と同様に血液を介して感染するC型肝炎の対策としても有効であった。平成七年に厚生省保健医療局エイズ結核感染症課監修で作成した「ウイルス肝炎感

染対策ガイドライン(医療機関内)改訂Ⅲ版千九百九十五)においては、C型肝炎を明示的にその対策の対象としたところである。

平成五年度からは、医療従事者を対象として院内感染対策講習会を実施している。

二の4について

輸血用血液製剤によるC型肝炎ウイルスの感染を防止するため、日本赤十字社を指導し、献血の際の問診において過去の輸血歴、麻薬及び覚せい剤の使用歴等の確認を行わせるほか、別表第一に掲げる対策を講じてきたところである。政府としては、従来、その時々科学的知見を踏まえた適切な対策を講じてきたものと考えており、今後とも輸血用血液製剤の安全性の確保に努めてまいりたい。

二の5について

それぞれの医療機関が医療器具を適切に使用することが基本となるが、政府としては、その時々医学的知見を踏まえ、次のように適切に対策を講じてきたところである。

院内感染対策としては、二の3について述べたとおり、厚生省肝炎研究連絡協議会B型肝炎研究班によって、昭和五十五年「B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」が、昭和六十二年「改訂B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」が作成されている。

平成五年度から医療従事者を対象として実施している院内感染対策講習会において、透析施設内における院内感染対策についても講習を行っている。

平成六年に透析医療機関において院内感染を疑わせるB型肝炎の死亡例があったことから、「医療機関における院内感染対策の推進について」(平成七年三月三十日付け指発第十七号厚生省健康政策局指導課長通知)を发出し、「改訂B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」の一層の徹底を図り、また、人工透析を行っている医療機関を対象とする重点的な医療監視の実施を図った。

平成十一年六月には「透析型人工腎臓装置の適正管理について」(平成十一年六月四日付け医薬安第五十七号厚生省医薬安全局安全対策課長通知)を发出し、米国食品医薬品庁(FDA)の「血液透析治療に関連した交叉汚染の可能性に関する安全性警告」について情報提供し、透析型人工腎臓装置の検査及び保守管理に引き続き努めるべきことを医療機関に対して周知するとともに、同月の「医薬品等安全性情報」において同警告を紹介し、医療関係者に広く情報提供した。

平成十一年度の厚生科学研究費補助金により行われた「血液透析療法における感染症の実態把握と予防対策に関する研究」において、透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアルが作成されたことを受けて、「透析医療機関における院内感染対策の推進について」(平成十二年二月二十五日付け健医疾発第十九号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知・医薬安第四十号同省医薬安全局安全対策課長通知・医薬監第十八号同局監視指導課

長通知)を发出し、同マニュアルを医療機関に対して情報提供した。

平成十二年十二月に都道府県主管課長会議を開催し、透析医療における院内感染対策について行政として対応すべきことを具体的に示した。

二の6について

非加熱の血液凝固因子製剤には、血液凝固第Ⅷ因子製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤、血液凝固第Ⅹ因子製剤、フィブリノゲン製剤、フィブリン製剤、トロンビン製剤及びハプトグロビン製剤がある。このうち多数の血漿を用いて製造されること等により肝炎ウイルスの感染率が高いと想定されるものとしては、血液凝固第Ⅷ因子製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤及びフィブリノゲン製剤がある。

血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤については、主として血友病の治療に用いられる製剤として昭和四十七年に非加熱製剤の製造が開始されたが、昭和六十年以降加熱製剤が承認されたことを受けて、製造業者等による非加熱製剤の自主回収等が行われ、平成元年以降は非加熱製剤は使用されていないとの報告を受けている。

フィブリノゲン製剤については、止血に用いられる製剤として昭和三十九年に非加熱製剤の製造が開始されたが、昭和六十二年に加熱製剤が承認されたことを受けて、製造業者による非加熱製剤の自主回収が行われた。なお、非加熱製剤は、その有効期限から見て平成二年四月ま

で使用された可能性があると報告を受けている。

これらの非加熱製剤についてウイルス検査等を実施し、C型肝炎ウイルスの感染を防止することについては、C型肝炎ウイルスが発見されたのが昭和六十三年であり、日本赤十字社において抗体検査が導入されたのが平成元年十二月であったことから、困難であったと考えており、また、非加熱製剤の加熱製剤への代替も加熱製剤が承認される以前は困難であった。

三の1について

C型肝炎について、正しい知識の普及啓発を行うことや、感染者又は感染の可能性の高い者が自らの感染状況を認識し、必要な相談、指導、医療等を受けるように広く呼び掛けることは、極めて重要であると考えている。

今後、国民に対してC型肝炎の基礎知識の普及を目的とした問答集等の提供及び肝臓週間等を利用した広報の充実を図るとともに、医療従事者に対して学会又は関係機関が作成した検査指針及び治療方針の普及を図ることとしている。

三の2について

C型肝炎ウイルスの感染の有無に関する検査としては、C型肝炎ウイルス抗体検査、C型肝炎ウイルスRNA検査、C型肝炎ウイルス遺伝子型検査等があるが、これらの検査のうち診療報酬の算定対象となるもの及びその診療報酬点数は、別表第二のとおりである。なお、診療報

酬の算定対象外の検査については、その費用等を把握していない。

三の3について

C型肝炎ウイルスの感染の有無に関する検査は、各医療機関で個人が費用を負担して受診することが基本となる。

御指摘のような平成十三年四月から全国の保健所で抗体検査を受け付け、相談窓口を設けるという方針を示した事実はないが、C型肝炎に関する相談、スクリーニング検査及び医療への円滑な連携を確保するための具体的な方法については、プライバシーの保護及び経済状況にも配慮しつつ、検討していく必要があると考えている。

また、地方公共団体の独自の取組として、保健所等において専門的に肝炎に関する相談を行う窓口の設置、住民に対する普及啓発事業の実施、医療機関との連携の実施等の先駆的又はモデル的な事業が実施される場合には、地域保健推進特別事業費等による支援について検討してまいりたい。

三の4について

御指摘の調査は、血友病以外の疾病で非加熱血液凝固因子製剤を投与されていた者はC型肝炎ウイルス又はB型肝炎ウイルス(以下「C型肝炎ウイルス等」という)に感染した可能性が高く、また、当該製剤を投与された旨の認識がない場合が多いと考えられることから、これらの者のC型肝炎ウイルス等の感染実態を把握するための調査研究として行うものである。

調査対象者は、血友病以外の疾病で次の製剤を投与されていた者である。

(一) 平成八年の「非加熱血液凝固因子製剤による非血友病HIV感染に関する調査」(以下「平成八年調査」という)の対象製剤であるクリスマシン、コナイン、ベノビル、コンファクト八、コンコエイト、コエイト、クリオプリン、プロファイルト、ヘモフィルS、ヘモフィルH及びファイバ「イムノ」

(二) 国内血漿を用いて製造されたため、平成八年調査の対象とならなかった非加熱血液凝固剤第Ⅷ・第Ⅸ因子製剤であるPPSB―ニチャク及びハイクリオ

(三) 輸入血漿を用いて製造されたが、製造工程においてエタノールで分画精製され、HIVウイルスが不活化されていることが認められたため、平成八年調査の対象とならなかった非加熱血液凝固剤第Ⅷ・第Ⅸ因子製剤であるオートプレックス及びプロプレックス

調査方法としては、平成八年調査において(一)に掲げる製剤を血友病以外の疾病の患者に投与した旨の回答があった医療機関及び投与状況が不明である医療機関並びに(二)及び(三)に掲げる製剤の製造業者等から当該製剤を納入した旨の報告があった医療機関(以下「対象医療機関」という)を公表し、調査対象者に対してC型肝炎ウイルス等の検査の受診を勧奨するとともに、対象医療機関において調査対象者を可能な限り特定し、個別にC型肝炎ウイルス等の検査の受診

を勧奨する。また、検査費用については、調査研究費の一環として国が負担することとしている。

なお、本調査については、本年七月末までに終了することを予定しているところである。

三の5について

C型肝炎ウイルスの感染者の数は極めて多く、全国に広く分布している状況にかんがみ、その把握は体系的、効果的かつ効率的に行う必要があると考えている。例えば、感染率や治療の必要性等の要素を勘案して、ある程度対象集団を絞り込み、まずそれらに対して重点的に検査を行うこと等が考えられる。

なお、一般に、健康診断において実施されるスクリーニング検査はその後相談や医療を受ける重要な契機となると考えられるため、政府としては、C型肝炎のスクリーニング方法に関する研究を進めることとしており、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)に基づく健康診査を始め地域や職域における現行の健康診断等の仕組みを活用できるかどうかについては、その研究成果を踏まえて検討してまいりたい。

四の1について

現在薬価基準に収載されているインターフェロン(C型肝炎に適応があるものに限る。以下同じ)の種類、効能及び銘柄は、別表第三のとおりである。

四の2について

現在我が国においてインターフェロンを製造

又は輸入している事業者は、大塚製薬株式会社、シエリング・プラウ株式会社、住友製薬株式会社、武田薬品工業株式会社、東レ株式会社、日本ロシユ株式会社及び持田製薬株式会社である。

薬価基準に収載されているインターフェロンの銘柄並びにその規格単位及び薬価は、別表第四のとおりである。なお、各銘柄ごとの販売量は把握していない。

四の3について

インターフェロンの薬価と諸外国における価格については、投与量、投与期間、効能等が異なることから、単純に比較することは適当ではないと考えているが、仮に価格のみを単純に比較すれば、我が国の薬価が高い場合もあることは確かである。

インターフェロンの薬価は、当初は原価等を反映して設定されたものであるが、おおむね二年に一度の市場価格を踏まえた薬価改定及び再算定(一定程度以上市場規模が拡大した品目について、薬価改定の際に、その拡大の規模に応じて特に薬価を引き下げること)を通じて、適切な薬価の設定を行ってまいりたい。

なお、昭和六十二年に薬価基準に収載された十四品目のインターフェロンの平成十二年四月の薬価改定後の薬価は、収載時の薬価と比較して、最大で五十八パーセント、最小で二十一パーセント引き下げられている。

四の4について

C型肝炎に対するインターフェロンの投与に係る診療報酬の算定は、平成四年二月にC型肝炎活動性肝炎に対する投与について、平成九年十月にC型肝炎に対する投与について、これを認めるところである。ただし、いずれの場合においても、肝硬変を伴わないこと等の条件を満たす患者に投与した場合のみ算定を認めるとともに、標準的な投与期間を六月以内としている。

また、平成十二年四月からは、初回の投与において一定の効果が認められたこと等の要件に該当するC型肝炎活動性肝炎及びC型肝炎慢性肝炎の患者に対する再投与について、一連の治療につき一回に限り診療報酬の算定を認めることとし、その標準的な投与期間を六月以内としたところである。

四の5について

C型肝炎の治療に用いることを目的に開発されているインターフェロンの持続的作用を期待したベグインターフェロン及びインターフェロンとの併用療法に用いるリバビリンは、いずれも現段階においては未承認であるが、今後薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく承認申請が行われた場合に、既存の治療薬と比較して有効性等が明らかに優れていると認められる臨床試験成績等が添付されていれば、医療上特に必要性が高いと認められるものとして他の医薬品の審査に優先して審査を行い、可能な限り早期に承認したいと考えている。

四の6について

診療報酬の算定に当たつての様々な条件については、一般に、それぞれの医療行為の有効性、安全性、費用対効果等を勘案し、中央社会保険医療協議会の議論等を踏まえて設定するものである。C型肝炎に対するインターフェロンの投与に係る診療報酬の算定については、薬事法に基づく承認事項、副作用の可能性等を勘案し、四の4について述べたような取扱いとしていふところであり、今後の取扱いについても、有効性、安全性、費用対効果等の観点を踏まえて検討すべきものと考えている。

四の7について

C型肝炎の治療におけるラクトフェリンの効果については、厚生科学研究費補助金による「発がんの高危険度群を対象としたがん予防に関する基礎及び臨床研究」等において、C型肝炎ウイルスに対するラクトフェリンの抗ウイルス作用等についての研究が進められているところである。

また、同研究によれば、今後二年間に患者二百人を対象とした臨床研究を行う予定であるとされている。

四の8について

従来、厚生科学研究費補助金等により、C型肝炎発症に関する宿主遺伝子の解析、C型肝炎ウイルスの増殖機構の解明及びその制御方法の開発、C型肝炎ウイルスの増殖を抑制する抗体の開発、バイオ技術によるワクチン開発等に関する研究が実施されてきている。

四の9について

これまでの研究成果としては、試験管内でC型肝炎ウイルスの増殖を抑制する抗体の開発等治療に役立つ可能性のある研究成果も得られている。しかしながら、C型肝炎ウイルスの増殖を抑制する新たな医薬品の開発に直接結び付く成果が得られるまでには至っていないことから、今後ともこの分野の研究を促進し、実用化に結び付く成果が得られるよう努めてまいりたい。

四の9について

ある研究者によれば、「冷却ゲル内沈降法」とは、約八割のC型肝炎ウイルスの感染者の血液に認められるクリオグロプリンの検出法である「ゲル内拡散泳動法」に改良を加え、免疫複合体を形成していないC型肝炎ウイルスを検出する方法であり、簡便かつ安価であることから、C型肝炎ウイルスの感染が判明している者に対する治療方針の判断のため有用な手法となる可能性があるとされている。

薬事法において、疾病の診断に使用されることが目的とされ、人の身体に直接使用されることのない物は、体外診断用医薬品として厚生労働大臣の製造又は輸入の承認を受けることが必要とされており、「冷却ゲル内沈降法」が臨床で広く応用されるためには、これに用いられる体外診断用医薬品の性能等について一定の知見が整った段階で、当該体外診断用医薬品を製造又は輸入しようとする者が厚生労働大臣に対して製造又は輸入の承認申請を行い、審査を経て、

四の10について

承認を受けることが必要となる。政府としては、これらの手続が適切に行われるよう、必要に応じて助言又は指導を行ってまいりたい。

C型肝炎患者に対するいわれなき偏見や差別はあってはならないものと考えており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)においても、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する方策等について定めている。

また、就職に際して、応募者の適性と能力を基準とした公正な採用選考を促進する観点から、採用選考時の健康診断における血液検査等は特に必要と認められる場合を除いて実施しないよう、公共職業安定所を通じて事業主に対する啓発及び指導を行っているところである。

なお、労働者と使用者との間にC型肝炎に罹患したことを理由とする労働条件についての紛争が発生した場合には、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百五条の三の規定に基づき、紛争当事者からの申出に応じて都道府県労働局長が必要な助言又は指導を行うこととしている。

これらの措置を着実に実施すること等により、今後ともC型肝炎の感染者に対する偏見や差別の解消に努めてまいりたい。

別表第一

昭和二七年	日本赤十字社において輸血用血液の受入れを開始した。
昭和三一年	採血及び供血あつせん業取締法が施行された。
昭和三九年	献血推進の閣議決定を行った。
昭和四八年	献血による輸血用血液製剤の供給体制を確立した。
昭和六三年	C型肝炎ウイルスが発見された。
平成 元年	日本赤十字社においてC型肝炎ウイルスの抗体検査を導入した。
平成 四年	日本赤十字社においてC型肝炎ウイルスの新抗体検査法を導入した。
平成 五年	C型肝炎ウイルスの抗体検査を義務化した。
平成一一年	日本赤十字社においてC型肝炎ウイルスの核酸増幅検査を導入した。
平成一二年	C型肝炎ウイルスの核酸増幅検査を義務化した。

別表第二

検 査 項 目	診療報酬点数
HCV抗体価精密測定	一九〇点
HCV抗体価(構造蛋白及び非構造蛋白抗原)	一九〇点
HCVコア抗体価精密測定	二二〇点
HCV抗体価精密測定(構造蛋白及び非構造蛋白抗原)	二四〇点
HCV特異抗体価精密測定	三〇〇点
HCVコア蛋白質測定	一九〇点
HCV特異抗体価精密測定による群別判定	三七〇点
HCV核酸同定検査	五六〇点
HCV核酸定量検査	七一〇点

別表第三

種 類	効 能	銘 柄
注射用乾燥インターフェロンα(βA LWA)	①腎がん、多発性骨髄腫、ヘアリー細胞白血病及び慢性骨髄性白血病 ②HBe抗原陽性かつDNAポリメラーゼ陽性のB型肝炎活動性肝炎のウイルス血症の改善 ③C型肝炎活動性肝炎におけるウイルス血症の改善(血中HCV-RNA量が高い場合を除く) ④亜急性硬化性全脳炎におけるインソリン・ブランクベクスとの併用による臨床症状の進展抑制 ⑤HTLV-I脊髄症	スミフェロン300 スミフェロンDS300 スミフェロン600 スミフェロンDS600
注射用乾燥インターフェロンα(βA LL1)	①腎がん ②HBe抗原陽性かつDNAポリメラーゼ陽性のB型肝炎活動性肝炎のウイルス血症の改善 ③C型肝炎活動性肝炎におけるウイルス血症の改善(血中HCV-RNA量が高い場合を除く) ④慢性骨髄性白血病	IFNαモチダ250 IFNαモチダ500 IFNαモチダ1000 オーアイエフ2500万I.U. オーアイエフ5000万I.U. オーアイエフ10000万I.U.
注射用乾燥インターフェロンα-2a(組換え型)	①C型肝炎活動性肝炎におけるウイルス血症の改善 ②HBe抗原陽性かつDNAポリメラーゼ陽性のB型肝炎活動性肝炎のウイルス血症の改善 ③腎がん及び多発性骨髄腫	キャンフェロンA300 キャンフェロンA600 キャンフェロンA900 キャンフェロンA1800 ロフェロンA300 ロフェロンA600 ロフェロンA900
注射用乾燥インターフェロンα-2b(組換え型)	①C型肝炎活動性肝炎におけるウイルス血症の改善(血中HCV-RNA量が高い場合を除く) ②HBe抗原陽性かつDNAポリメラーゼ陽性のB型肝炎活動性肝炎のウイルス血症の改善 ③腎がん、慢性骨髄性白血病及び多発性骨髄腫	イントロンA注射用300 イントロンA注射用600 イントロンA注射用1000

別表第四

銘	柄	規 格 単 位	薬 価
スミフェロン300		三〇〇万国際単位一瓶	一一、三二二円
スミフェロンDS300		三〇〇万国際単位一筒	一一、三二二円
スミフェロン600		六〇〇万国際単位一瓶	二二、一三二円
スミフェロンDS600		六〇〇万国際単位一筒	二二、一三二円
INFαモチダ250		二五〇万国際単位一瓶	一一、〇七五円
INFαモチダ500		五〇〇万国際単位一瓶	二二、三八六円
INFαモチダ1000		一、〇〇〇万国際単位一瓶	四一、四八三円
オーアイエフ250万I. U.		二五〇万国際単位一瓶	一一、〇七五円
オーアイエフ500万I. U.		五〇〇万国際単位一瓶	二二、三八六円
オーアイエフ1000万I. U.		一、〇〇〇万国際単位一瓶	四一、四八三円
キャンフェロンA300		三〇〇万国際単位一瓶	四、二四九円
キャンフェロンA600		六〇〇万国際単位一瓶	八、四八七円
キャンフェロンA900		九〇〇万国際単位一瓶	一二、三二二円
キャンフェロンA1800		一、八〇〇万国際単位一瓶	二八、九二二円

注射用乾燥インターフェロンβ	① 膠芽腫、髄芽腫及び星細胞腫 ② 皮膚悪性黒色腫 ③ HBe抗原陽性かつDNAポリメラーゼ陽性のB型慢性活動性肝炎のウイルス血症の改善 ④ C型慢性活動性肝炎におけるウイルス血症の改善 ⑤ C型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善 ⑥ 亜急性硬化性全脳炎患者におけるインテロンβプラノベクスとの併用による臨床症状の進展抑制	INFβモチダ フェロン
----------------	--	-----------------

ロフェロンA300	三〇〇万国際単位一瓶	四、二四九円
ロフェロンA600	六〇〇万国際単位一瓶	八、四八七円
ロフェロンA900	九〇〇万国際単位一瓶	一二、三二二円
イントロンA注射用300	三〇〇万国際単位一瓶	七、二八五円
イントロンA注射用600	六〇〇万国際単位一瓶	一四、二七一円
イントロンA注射用1000	一、〇〇〇万国際単位一瓶	二二、一三二円
INFβモチダ	一〇〇万国際単位一瓶	一〇、〇一一円
INFβモチダ	三〇〇万国際単位一瓶	二七、五二〇円
INFβモチダ	六〇〇万国際単位一瓶	五一、六三七円
フェロン	一〇〇万国際単位一瓶	一四、〇四〇円
フェロン	三〇〇万国際単位一瓶	三八、九六〇円
フェロン	六〇〇万国際単位一瓶	七五、二二〇円

平成十三年四月十一日 参議院会議録第十八号 質問主意書及び答弁書

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるため、第十八号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 送料別 〇〇五円